

第Ⅲ部

交渉する教区・学区住民

—ヴェストファーレン州ラント議会審議—

第1章 ラント議会の一般的性格

第1節 ラント議会の機構

〔1〕3月前期において1823年の州ラント議会設置が自由主義的改革の転轍を画したとみられているが¹、しかしラント議会制度に関わる最新研究は既述したW.ノイゲバウアーの斬新な成果を除けば非常に限られている。なかんずく自由主義・民主主義思想と運動が展開された西部2州（ライン州とヴェストファーレン州）についてはライン州に関して日本では三成賢次の纏まった報告²があるのみである。その理由の一つとしてラント議会審議録の刊行が遅れたことも上げられるかもしれない。ライン州では1841年、1843年、1845年の審議録が1990年に復刻（第1－6巻）、ヴェストファーレン州では審議録が1994、1996、1998年に復刻（第1－3巻）されている。そこで本章ではヴェストファーレン州ラント議会における審議録の公開と請願制度について素描し、第IIで紹介したプロイセン州ラント議会（第1、2章）を念頭に置きながら、議会の一般的性格を整理しておきたい。

〔2〕さてここでまず簡単にヴェストファーレン州ラント議会の歴史をみておこう。議会の設置は1824年の法律で定められ、26年に第1回ラント議会が開催される。議員は郡、都市の選挙区から諸身分の代表として選出され、この制度は1925年の直接選挙まで続く。議会は1933年に解体されて、1946年に復興され、1953年に今日のヴェストファーレン－リッペ議会となっている。

ここで対象となるラント議会は、第6回（1841年）、第7回（1843年）である。議長（Landtagsmarschall）はI.v.Landsberg-Velenで、初代議長Fr.v.Steinの自由主義的・改革志向の方針を引き継いでいる。設置された委員会名を次ぎに列举しておく。第1委員会（国政委員会 Verfassungs-Ausschuß）、第2委員会（司法委員会 Justiz- Ausschuß）、第3委員会（警察委員会 Polizai- Ausschuß）、第4委員会（消防組合委員会 Feuersocietäts- Ausschuß）、第5委員会（助成金審査委員会 Hülfskassen-Ausschuß）、第6委員会河（河川・堤防委員会 Strom-und Deichs- Ausschuß）、第7委員会（農業委員会 Landwirtschaftlicher Ausschuß）、第8委員会（森林・狩猟委員会 Forst-und Jagd- Ausschuß）、第9委員会（商工業委員会 Handels-und Gewerbe- Ausschuß）、第10委員会（鉱業委員会 Berwerks- Ausschuß）、第11委員会（Legge- Ausschuß）、第12委員会（税務委員会 Steuer- Ausschuß）、第13委員会（会

計検査委員会 Rechnungs- Ausschuß)、第 14 委員会 (宗務・教育・医務・軍務・外交委員会 Ausschuß für Cultus-, Unterrichts-, Medizinal- und auswärtige Angelegenheiten)。

[3] 第 14 委員会 (宗務・教育・医務・軍務・外交委員会) の委員名と身分について紹介しておきたい (表 1³⁾)。なお委員長は、第 1 身分の v. Ferdinand Anton Wilderich Mervelt (騎士領所有者) である。第 1 身分は侯爵・領主、第 2 身分は男爵、伯爵、第 3 身分は都市、第 IV 身分は農村共同体である

表 1

氏 名	身分	職業
v. Bodelschwingh-Sandfort	第 1	
v. der Karl Eberhard Ernst Wilhelm Ludwig Recke	第 2	
Freiherr v. Bochole	第 2	
Freiherr v. Bodelschwingh-Heyde	第 2	
Freiherr v. Droste-Hülshoff	第 2	
Johann Franz Ludwig Koch	第 3	
Carl Diedrich Ebbinghaus	第 3	工場主
Johann Hermann Hüffer	第 3	出版主・Münster 市長
Carl Anton Aloys Werne	第 3	農業・Recklinghausen 市長
Ernst Friedrich Johann Wilhelm Brüning	第 4	小作農民
Johann Diecrich Wilhelm Hundlicker	第 4	農夫・粉挽き屋
Johann Rudolf Wulff	第 4	小作農民
Johann Ingelbert Hungerhoff	第 4	農夫

ラント議会と州知事との関係についても言及しておきたい。第 6、7 回ラント議会のヴェストファーレン州知事は L.F.v. Fincke であった。州知事はラント議会に対して監督する Landtagscommissar (以下ラントタークスコミサール) の資格をもって議会審議に参加し、影響を及ぼすことができた⁴。フィンケン知事時代には、議会審議結果についてほとんど賛成したと言われているが⁵、しかし後述するように、議会審議録の公開については積極的な関与をしている。

第2節 ラント議会議事録の公開と共同体の請願

〔1〕W. ノイゲバウアーが、研究史の通説に異を唱えて、プロイセン州ラント議会の「自由主義的傾向」を指摘し、それを論証するものとして議会審議の公開と請願制度を上げていた（第Ⅱ部第1、2章）。彼は前者の公開について、ラント議会が、世論の力に格別の信頼を寄せ、議会外の公衆が議会審議に間接的に参加する強い要求に応えたものだともみている。斯かる公開（Öffentlichkeit）がドイツ3月前期においてリベラルな憲法制定プログラムの中心点を意味し、2つの意味——即ち広義には議会審議録の公開、狭義には議会審議傍聴——を有していたことは、既に概念史事典に記載されている⁶。

1841年3月8日の第6回ラント議会第3回義会で、ラントタークスコミサールから議会活動を広報紙（die öffentlichen Blätter）で議会構成員にのみ公表する国王案に就いて論議すべき提案がなされ、これは満場一致で承認された⁷。続く3月20日の第6回会議でいよいよ初の議員の見解が披瀝された。男爵 v. Bodelschwingh-Heyde 議員は公開の必要性を否認、男爵 v. Dolffs 議員は公開を可能な限り拡大したほうがよく、しかも議事録の印刷を提案した。議会審議はこの両論をもとに展開されたが、法務官 Koch 議員（第3身分）がラントタークスコミサール案を支持する案を強く主張した。ここで議長が発言を求め、議事録の最低必要事項実限定してそれを印刷し議会構成員に公表したい、実は、すでに都市参事会員に試みにその印刷を依頼していると事後報告し、最後に斯かる公表の方針をラントタークスコミサールからベルリンの政府に照会する意向であると言明した⁸。公表をめぐる議会審議は、法務官 Koch 議員の国王派がリードした印象を受ける。ちなみに彼は別件審議で「国王陛下を批判するあるいは非難する言辞はラント議会で発せられてはならない」と取って発言している⁹。

議会活動公表は結局議長 v. Landsberg-Velen の方針どおりに進められた。3月23日第7回議会で議長は Hüffer 議員に印刷—公表を依頼する議事録の事項について報告した。これに対してラントタークスコミサールは、議長報告ではなく、公開の是非について事項ごとに議会が決定すべきことを主張した。議会に決定権が帰属する斯かる見解が論議をリードしたが、しかし事項ごとに公開の是非を審議—決定するとなると「議会の仕事は無限に増える」という意見に圧倒された。そこで議長提案で、議会内に公開に係わる事項の審議と評価をおこなう専門委員会が設置された¹⁰。ここに Koch 議員と Hüffer 議員がはいった

ことは言うまでもない。

3月30日の第10回会議で法務官 Koch 議員の発言は若干修正される。彼の主張は、ベルリンからの訓^{レクティブ}令を代弁したもので、次の4点に整理される。(1)議会活動を従来の方針で議会関係者に公開するが、(2)その後公衆 die größere Publicum に会期中の審議の経過等を適切に告知し、(3)各提案と「公共的利害に係わる請願 (Petition von öffentlichen Interesse) の審議が終了した後に、議会の決定と審議の概括を公表する、(4)しかし公表には公報 (offizielle Zeitungsartikel) を使用し、ジャーナリズムには依頼しない — その理由は、ジャーナリズムが「誤解と偏見」に基づいての報道する疑念を払拭することができないということであった — ¹⁰。ベルリン政府の訓令は(2)に関するものであった — しかし遺憾ながら斯かるベルリンの政治判断についての社会史的背景を知ることはできない —。(3)は従来の方針である最低必要事項実限定した議会内公開を明らかに超える。Koch 議員もライン州ラント議会及びプロイセン州ラント議会における公開を無視しえなかったものと推測される。全体としてこれまでの公開の方針を変更するものではなく、その運用方法について明確にしたものだが、ヴェストファーレン州ラント議会は Koch 議員の提案を承認することになった。

ヴェストファーレン州ラント議会における公開は、以上の素描から窺われるように、プロイセン州ラント議会のそれに比べると、明らかに限定的であった。この点を如何に評価するのか。私はいまだ回答を用意することができないので、シューベルトとノイゲバウアーの見解を紹介しおきたい。それによるとプロイセン州ラント議会が審議した提案議題の全体の2/3が全プロイセン的テーマに係わっており、そのことが公衆に対して審議内容を公開し(シューベルト)、公衆の議会審議に間接的に参加したいという強い要求に応えようとした(ノイゲバウアー)背景にあったようである¹¹。

第IIで既述したように、プロイセン州ラント議会における公開をめぐる審議には、確かに議会傍聴を認めるかいなかの寸前まで展開された。その理由がとくにシューベルトの指摘にあったとすると、それではローカルなテーマに係わる審議が多数を占めた場合に何故公開が否定ないし抑制されたのか。シューベルトとノイゲバウアーの説明では未だ十分な納得が得られない。

〔2〕ヴェストファーレン州ラント議会議事録を一読して目を打つ顕著な事実は、プロイセン州ラント議会議事録に比して、都市と農村住民の議員を介した請願書審議が極めて多いということであった。シューベルトは、請願書に係わる議会の議場を、ローカルな住民

の要求をめぐるいわば間接的に住民と議会との論議する「フォーラム」であった¹²と巧く表現している。まずは斯かる請願の一例を次ぎの列記してみよう。

表2 1841年3月23日第7回議会に提案された請願一覧¹⁴

請願共同体	助成内容	紹介議員
Mecklenbeck	礼拝堂の新築	Biederlack(4)
Handorf	Werse川に架かる橋が雪解け水で壊されたために新設	Biederlack(4)
Münster	教師寡婦・孤児救護院への資金助成	Hüffer(3)
Dortmund	日曜学校への助成	Fechner(3)
Friedenwalde	教会建築	v.Borries(2)
Gimbeck	教会塔建設	Biederlack(4)
Ladbergen	教会建設	Wulff(4)
Brochterbeck	キュスター兼教師住宅の修理	Wulff(4)
Enger 教区	牧師官館の建設	Lübke(4)
Avenweddl	学校建設	Brüning(4)
Wippringhausen	カトリック派共同体の学校建設	v.Bockum(2)
Wickede, Wiehagen	カトリック派共同体の礼拝堂建設	v.Bockum(2)
Soest	児童監護施設の建設	v.Bockum(2)
Bielefeld 郡	3共同体の貧民用ストーブ購入	v.Borries(2)
Siegen	中等市民学校への助成	Oechelhäuser(3)
Recklinghausen	ギムナジウムへの助成	Werne(3)
Steinhäuserberge 学区	学校建設	Sternenberg(3)
Tecklenburg	道路敷設、カトリック系教会建設	Greiff(3)
Düdinghausen	校舎建設	Loeper(4)
Titmaringhausen	教員収入増額のための助成	Loeper(4)
Minden	貧民学校建設、ギムナジウム実科クラスへの助成	Koch(3)
Bachhold	実業学校建設	Korbach(3)

紹介議員の選出身分は () 内の数字で表示

第7回議会請願事項で80%強をしめる教会・学校関係への助成は、その殆どが農村共同体の教会・学校修理と建設への資金援助である。教区及び学区に係わる事項が議員を介して間接的に議会と交渉する光景が制度化していたものと予想される。1841年における資金助成の実体をいま一度別の史料で確認しておこう。表3は州助成金庫に関する2月15日付け会計報告である。ここでも教会・学校建設が23%を占めている。

表3 1841年州助成金庫使用内訳¹⁵

	貸付先	目的	金額	割合
1	共同体	借金返済	204,672 ^{Thlr}	28%
2	共同体	教会・学校建設	169,426	23
3	共同体	道路建設	142,650	19,7
4	共同体	その他の自治体目的	24,798	3
5	共同体	土地購入	14,950	2
6	共同体	火災・雹被害対策	3,220	0.4
7	救貧院		250	0.03
8	私人	償却	34,885	4.8
9	私人	土地改良	7,230	0.9
10	私人	借金返済	22,000	3
11	私人	実業	91,050	12.6
12	州立施設		8,500	1.2
		計	723,633	

表4 1843年助成金配分内訳¹⁶

	配分先	対象	金額 Thlr.
1	Bochold の福音派教区	学校新設	300
2	Rhade のカトリック派教区	教会・塔修理	100
3	福音派教区 Gronau	教員住宅建設	100
4	Dülmen 近郊の Vornste 共同体	学校建設	100
5	Tobbenbüren のカトリック派教区	教会修理	300
6	Brochterbeck の福音派教区	学校・キユスター住宅修理	100
7	Holsterhausen 共同体	教師住宅・学校新設	100
8	Münster の実業学校	食堂設置・備品購入	400
9	F.chterff 教区	教会建設	500
10	都市 Sendenhorst	教会建設	400
11	Warendor の中等市民学校	物理・化学装置	300
12	カトリック派教区 Appelhülsen	校舎建設	100
13	Münster 近郊 St.Mauritz 孤児院	建物維持	200
14	Albersloch 教区	教会修理	300
15	Mecklenbeck 共同体	礼拝堂修理	100
16	Suderwyck のカトリック派学区	学校新設	150
17	教区 Ochtrup	教会新設	450
18	Greven の雹被害者援助組合	被害者への助成金	250
19	Mettingen のカトリック派教区	オルガン設置	100
20	福音派教区 Lotte	オルガン設置	100
21	Hemden 共同体	学校建設	100
22	Herzebochold 共同体	学校建設	100
23	Recklinghausen のギムナジウム教会	設置費用	200
24	Hilchenbach の福音派教区	教会建設	200
25	Brilon の福音派教区	牧師館・校舎建設	100
26	Siegen のカトリック派教区	教会修理	100
27	Wenninglohe 共同体	校舎・教員住宅建設	100

28	Arnsberg の慈悲修道女会施設	病院備品完備	200
29	Hagen の実業学校	建設費用	500
30	Altona のカトリック派教区	教会建設	100
31	Plettenberg のカトリック派教区	教会施設	300
32	Hohenplanken の福音派教区	学校建設費用	150
33	B.nen 共同体	教会建設費用	300
34	Hamm のカトリック派教区	オルガン設置	150
35	Hamm の福音派教区	オルガン設置	200
36	Eicklinghofen 共同体	教会修理	100
37	福音派教区 Hoßlinghausen	教会・牧師館建設	300
38	Langerfeld 共同体	学校建設	100
39	Isellohn のカトリック派教区	教会建設	200
40	Soest の幼児託児所	設備品の充実	100
41	Minden の福音派教区	オルガン設備	100
42	Rhode のカトリック派教区	オルガン購入と教会内部改修	100
43	Rhynern の福音派教区	オルガン購入と教会内部改修	100
44	Ginkhausen の福音派教区	教会修理	100
45	Eisborn 共同体	オルガン購入	100
46	学区 Ekesey	学校建設	100
47	カトリック派教区 Lübbecke	教会建設	100
48	Jacobesberg 共同体	教会修理、牧師館修理	200
49	学区 Isingdorf	学校建設費用	200
50	Istrup 共同体	教師・キユスター住宅建設	200
51	Petershagen の教員養成所	庭畑地の購入	200
52	都市 Rieberg	教会修理	150
53	Paderborn の盲学校	施設改善	150
54	Bredenborn 共同体	校舎建設	400
55	Eidinghausen 及び Werste 共同体	学校建設	200
56	Lübbecke 郡	窮状移住農民とホイスィング の為の馬鈴薯購入	350

57	Herford 郡	窮状移住農民とホイスイング の為の馬鈴薯購入	350
58	Minden の初等貧民学校	学校建設	300
59	Essentho のカトリック派共同体	教会建設	100
	計		11,500

* 学校は Shule, 校舎は Schulhaus の訳

1843 年度の助成金支援件数 59 の内 55 が教会・学校関係であることがわかる。しかもそれ以外についてもナンバー18、56、57 は各共同体における雹被害への助成であり、これも共同体全体の災害援助である。このように共同体全体に係わる事項についてラント議会は主として議会裁量基金 (ständischer Dispositions-Fond) から運用される助成金を充てて、支援している。それでは議会は如何なる根拠から助成を行っていたのであろうか。1843 年 4 月 7 日の第 22 回議会と 1845 年 3 月 7 日の第 13 議会審議からこれを整理しておこう。

〔3〕1943 年の第 22 回議会議会裁量基金運用の原則について審議している。助成金審査委員会 Hülfskassen-Ausschuß — 議会より送られた助成申請 (請願書) の可否を審議する — 委員長 v. Bodelschwingh 議員は、議会裁量基金はまず「州制度 (Provinzial-Institute) のために」使用されるべきである、これに要する費用を控除した残額は助成申請に配分されるとする委員会の基本方針を報告した¹⁷。ここで論議となった問題は、斯かる助成申請に対する可否を如何なる基準で決定するのかということであった。

v. Vincke 議員は、議会裁量基金は全額「州の目的に適う」ように運用すべきとした。具体的には「州全体のために利益をもたらす」「公益的施設 (eine gemeinnützige Anstalt)」が想定されている¹⁸。v. Lien-Echthausen 議員は、v. Vincke 議員を支持する立場から、各共同体の助成申請動機を一つ一つ審査して是非を判断することはできず、従って共同体に分割配分すべきではないと発言した¹⁹。この両議員に対する有力な反論は、州助成基金規約 7 条どおり共同体に分割配分すべきである、ただし同条では分割配分の基準方針が明記されていないので、従来の慣行に従うべきである、とする Hüffer 議員の主張であった²⁰。

v. Vincke 議員の Hüffer 議員に対する反論も明快で、共同体における教会と学校の設立と維持は共同体の義務であり、教会と学校に助成金を配分することは州にとって有益な (wohltätig) 施設とはいえないであった²¹。ここで論客 Koch 議員が登場する。彼は州助成基金規約 7 条の解釈についてまず論じる。同条は、議会裁量基金の残額を州の有益な

(wohltätig) 施設に使用を明確に定めている、v.Vincke 議員の主張は従って 7 条に反する²²。これに対して v.Vincke 議員は、分割配分が行われるべきか否かについてきっぱりと評決すべきと提案する²³。直ちに Hüffer 議員は反論した。州助成基金規約 7 条修正がなされない限り、分割配分の可否について採決する権限は議会にない²⁴。もちろん v.Vincke 議員の反論が続いたが、採決が執行された。結果は、(1) 残額を窮状にある共同体に配分することが適切である、(2) 現在の残額を次回の第 7 回ラント議会で処理するために管理されるは否決であった²⁵。

〔4〕論議は 1845 年の第 7 回ラント議会で再開された。同年 3 月 7 日の第 13 議会で助成金審査委員会委員長 v.Bodelschwingh は州助成基金規約 7 条の末尾「有益な (wohltätig) 施設を設置するか維持するために」の頭に「州の (provinzielle)」を挿入する修正案を報告した。斯かる修正は、共同体の教会・学校への助成を著しく制限するものであった。男爵 v.Lilien-Borg 議員はこの修正をさらに強固にするために州助成基金規約 1 条の「一般的な目的のために (zu allgeminen Zwecken)」を「州全体の目的のために (zu allgeminen provinziellen Zwecken) 使用される」と修正し、基金を優先的に「州全体の目的のために」使用されるべきであるとした²⁶。委員長 v.Bodelschwingh は、基金は州の目的のために使用される、しかしその残額を共同体に配分するか否かは改めて議会が議決する事項となると説明した²⁷。

ここで郡長・伯爵 v.d.Recke-Vollmerstein 議員 (第 1 身分) が極めて現実的な見解を示した。基金の 1/2 は州の施設のために、他の 1/2 はそれを必要としている共同体とその他の資金を有しない団体に配分すべきである、その理由は、(1) 斯かる共同体は少額の資金さえも徴収する能力がない、それ故に基金 1/2 が配分されなければ共同体にとって不可欠な教会と学校を何年か後に失うことになる、(2) ラント議会は数年前に、教会を持たない共同体に、及び住民が礼拝すべき時刻に居酒屋で過ごした共同体に教会と学校建設費として総額 500 ターラーの助成を承認している、であった²⁸。v.d.Recke-Vollmerstein 議員の提案は再び第 6 回ラント議会の論議に戻らせる誘い水となった。教会と学校は有益な (wohltätig) 施設であるのか、それは「州全体の有益な (wohltätig) 施設を設置するか維持する」範疇に含まれないのか、とすると教会と学校へ助成する根拠な何か。

男爵 v.Lilien-Borg 議員の長い弁舌は斯かる論議に新たな局面を拓いた。(1) 現行州助成基金規約 7 条は、議会裁量基金の配分について議会の裁量に委ね、その方針は第 1 に州の施設、第 2 に地方の施設へ配分されるものと解釈されるもので、残念ながらこれまで正しく解釈され運用されてこなかった、(2) 次に同条にいう「有益な施設 (wohltätige Anstalten)」

は「州全体にとって等しく有益となる施設 (gleichmäßig wohltätige Anstalten) と慈善施設 (Wohltätigkeits-Anstalten)」である、(3)斯かる施設に優先的に配分されるとは、例えば「公道 (öffentliche Wegebahnen) が州の利益に適っている場合でも」、これが「州全体にとって等しく有益である」基準が優先されるということを意味する、(4)学校と教会 (オルガンを含む) は「有益な施設 (wohltätige Anstalten)」は入らない²⁹。

それでは学校と教会に対する議会裁量基金の配分は一切認められなくなるのか。v.Lilien-Borg 議員は上記とは別立ての論拠で共同体へ議会裁量基金の助成を行うべきことも明言している。その論拠とは、第1に、現行州助成基金規約自体は共同体に対して議会が慈善 (Wohltätigkeit) 行為を行うことを前提としており — 議会全体は助成行為を「慈善を行っているという感情」で一致していたと v.Lilien-Borg 議員は言明している —、学校・教会等共同体全体にとって有益な事業を維持できない共同体に対して助成することはこの慈善行為に相当する — ただし、ここで留意しておくべきは、共同体の斯かる事業は「共同体への課税」でもって充てること「以外にない」という基本認識も表明されていることである³⁰ —。問題は、助成請願を行う共同体の困窮について議会ならびに助成金審査委員会が「正しくかつ徹底的に判断する状況にない」ということであった。現状では助成申請は助成金審査委員会に回され、ほぼ 150 件で議会裁量基金の残額を配分することになり、校舎或いはオルガン設置一件の配分額が 100 ターラーと少額となっている。論拠の第2は、各議員はそれぞれの選出共同体の利益を代弁しており、請願が認可されないことになれば、議会が各議員を見捨てたことになり、さらに議会は多数の共同体の請願に「耳をかさない」という「不愉快な」評価に甘んじなければならなくなる、という趣旨のものであった³¹。

〔5〕慈善に基づく共同体への助成は、見られるように、議会が議員と選出共同体との関係に配慮したもので、共同体における教会と学校運営事業の「公的」性格＝位置づけは不問に付された感がある。v.Lilien-Borg 議員の斯かる見解に敢然と異論を表明したのは論客 Koch 議員であった。彼は州助成基金規約修正に強く反対した。その理由は以下の通りである。(1) 7条は v.Lilien-Borg 議員の如くに極めて狭く解釈されるべきではなく、(2) 「有益な施設 (wohltätige Anstalten)」には、「より限定された慈善施設 (Wohltätigkeits-Anstalten) のみでなく、公益的な (gemeinnützige)、またはゲノツセンシャフトの福祉 (Wohl) を促進する施設かつ祝福を与えてくれる機関 (segensbringende Institute) — ここには教会、オルガン、託児所及び学校が疑いなく数えられる — も含まれなければならない」、とくに「オ

ルガンは福音派の礼拝に不可欠である(オルガン演奏のない福音派礼拝は礼拝でない)」³²。

Koch 議員の見解は、前述した v.Vincke 議員の主張 — 共同体における教会と学校の設立と維持は共同体の義務であり、教会と学校に助成金を配分することは州にとって有益な (wohltätig) 施設とはいえない — と真っ向から対立し、しかも「共同体における教会と学校の設立と維持」を共同体全体にとって「公益的な (gemeinnützige)」事業であるべきと位置づけている点で論点を際立たせている(表5参照)。Koch 議員の見解がプロイセン州ラント議会で表明されたゲマインド主義に近い。

表5

教会・学校設置・運営の財政基盤		理 由
v.Vincke 案	共同体の公課	教会と学校の設立と維持は共同体の義務
Koch 案	ラント議会の助成金	州の公益的事業の一環

議会審議はこの後も継続し、計7名の議員から発言があった。いずれもこれまでの論議の繰り返しであった。膠着状況を呈していた。最終的に議長が裁定案を提示した。その内容は、Koch 議員の見解を支持し、州助成基金規約修正の必要は認められない、議会裁量基金の運用についてはラント議会が判断すべき事項であることを再確認するものであった³³。

〔6〕ここで共同体が助成をラント議会へ申請する機関について言及しておきたい。請願書の申請は共同体の「公式の業務 (amtliche Geschäfte)」であり、そのための「法的な義務」を有する行政機関であることを要する。都市にあっては都市理事会となるが、(改正)都市条例の適用外の農村では Ortsvorstehen が県の承認を得て担当する。この措置は1832年と1841年の中央政府からの行政命令で、ヘッセン大公国時代の自治体制度 (Kommunal=Verfassung) とみなされている Ortsvorstehen=Ortsdeputirten を、新たな条例が導入されるまで、引き継ぐものであった。しかしアルンスベルグ県は、1843年2月20日、農村共同体における Ortsvorstehen の斯かる「法的な義務」を外すとラント議会助成金審査委員会へ通告した。1843年4月、当然に、議会ではこの措置に対して国王に1841年の命令を今後も維持するように請願した³⁴。その結果は議会の要望通りに進んだ。

さて、以上の事例から窺われように、共同体からの助成請願は、一般的には Vorstand der Gemeinde、具体的には Stadtvorstehen 及び Ortsvorstehen という共同体を代表する機関から、選出議員を介して、議会へ申請される。とすると、教区では教区理事会、学区では学区理

事会がこれに相当することになると理解される。

上掲表2、3、4から指摘したが、1841、1843年における助成請願件数の80%以上、金額にして23%が教会・学校関係で占められていた。共同体住民はその理事会—議員を介して間接的に、共同体の「公益的な」事項—教会・学校建設—について、議会と交渉していたのである。その議会での審議の場は、助成金の運用に係わる論議をみても肯けるように、ドイツの文化では「フォーラム」の如くと形容されるに相応しいものであったとシューベルトに言わせしめたのである。

史料引用略号

Der Westfälische Provinziallandtag von 1841, 1843 und 1845. Hrsg. von Werner Schubert については、各巻ごとに次のようにイタリック体で略記する。

Der Westfälische Provinziallandtag, Bd. 1. : Sechster Westfälische Provinziallandtag von 1841 (Protokolle, Regierungsvorlagen, Denkschriften, Petition und Landtagsabschied), Liechtenstein, 1994.

Der Westfälische Provinziallandtag (1843), Bd. 2. : Protokolle des Siebenten und Achten Westfälische Provinziallandtages von 1843 und 1845. Liechtenstein, 1996.

Der Westfälische Provinziallandtag (1845), Bd. 2. : Verhandlungen des Siebenten und Achten Westfälische Provinziallandtages von 1843 und 1845 (Denkschriften, Petition, Landtagsabschiede und Propositionen), Liechtenstein, 1998.

註

- 1 末川前掲書 160 頁。
- 2 三成賢次「三月前期プロイセン・ライン州における地方自治制度の形成とその構造」『阪大法学』第 123 号、1962 年 8 月。
- 3 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 12.*
- 4 W. Schubert, *Einführung in die Edition*, in: *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. XXIII.*
- 5 *Ebenda.*
- 6 *Geschichtliche Grundbegriffe Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland.* Hrsg. von O. Brunner, W. Conze, R. Koselleck, Bd. 4., Stuttgart, 1978, [Öffentlichkeit] S. 458f.
- 7 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 23.*
- 8 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 35.*
- 9 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 58.*
- 10 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 40.*
- 11 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 58.*
- 12 W. Schubert, *Einführung in die Edition*, S. XXVI. W. Neugebauer については第 II 部第 1、2 章を参照。
- 13 W. Schubert, *Einführung in die Edition*, in: *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. XX II.*
- 14 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 41.*
- 15 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 3., S. 220.* より作成。
- 16 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 3., S. 226.* より作成。
- 17 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 2., S. 139.*
- 18 *Ebenda.*
- 19 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 2., S. 139f.*
- 20 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 2., S. 140.*
- 21 *Ebenada.*
- 22 *Ebenda.*
- 23 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 2., S. 141.*
- 24 *Ebenada.*
- 25 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 2., S. 142.*
- 26 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1845), Bd. 2., S. 101.*
- 27 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1845), Bd. 2., S. 102.*
- 28 *Ebenda.*
- 29 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1845), Bd. 2., S. 103.*
- 30 *Ebenda.*
- 31 *Ebenda.*
- 32 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1845), Bd. 2., S. 104.*
- 33 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1845), Bd. 2., S. 105.*
- 34 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1845), Bd. 2., S. 134.*

第2章 議会審議と法制における形容詞「öffentlich」

第1節 「öffentlich」な領域の策定

〔1〕ヴェストファーレン州助成基金規定7条でいう「有益な (wohlt.tige) 施設」に共同体の「公益的な (gemeinnützige) 施設」が含まれていると解釈すべきとした Koch 議員の見解は、「公益的な (gemeinnützige)」をそのまま「公共的な (öffentliche)」と言い換えてもよい思想的共通性を有している。このことは概念史からみても言い得る。18世紀末頃に現れた öffentliche は概念史的にはラテン語の publicus から派生し、フランス語の le public の意味と結びつく。その le public が le bien public と同義で使用されていた。le bien public が der gemeine Nutze (公益) を意味した¹。また7条の解釈に関して、v.Lilien-Borg 議員が、前出したように、「有益な施設」として「公道 (öffentliche Wegebahnten)」を例示したことからも両者が同一の意味で使用されていたことがわかる。そこで、ここではまず主として法令を史料として、öffentliche が如何なる文脈の中で使用されていたのかを検索してみたい。

最初に、第6回ラント議会第8回議会(1841年3月26日)における「河川・堤防条例 (Strom- und Deich-Ordnung)」の草案審議をとりあげてみよう。論議は、草案1条「自然と技術によって航行可能な河川は、航行可能な地点から公の河川とみなされる (Die von Natur oder durch Kunst schiffbaren Flüsse werden von dem Punkte an, wo die Schifffahrt beginnt, als öffentliche angesehen)。」(傍点引用者)の傍点を付した「公の」=「öffentliche」の意味解釈をめぐる、口火が切られた。上級県参事官 v.Borries 議員は、斯かる1条が「公の河川にのみ関係しているのか、或いは私の河川 (Privat Flüsse) にのみ関係しているのか、明確に表現されていない。」(傍点引用者)と指摘している。私は、最初にこの文に接したとき、河川に関して、公と私の区別を反映した表象を v.Borries 議員はそもそも持ち合わせていなかったのではないかと推察した。確かに、第8回議会の審議の過程を追っていく限り、そのように理解される。

草案1条は河川一般について「公の河川」を新たに規定したものであった。v.Schorlemer 議員は1条をこれまでのALRの規定——公の河川は自然状況によって航行可能であること——に限定すべきであると強く主張している。論議は斯かる理解を前提として展開していたが、しかしこの前提自体が議員たちに共有されていたのではなかった。実は、大方は彼

らの現状認識と1条とのズレを感じとっていたようである。それ故に第8回議会の論議は、v.Plattenberg 議員が、1条について、これが「公の河川のみならず、河川一般に拡大されるべきという解釈が可能なのかどうか改めて検討することとする」動議を了承することをもって終了せざるを得なかった¹。

〔2〕1841年3月27日の第9回議会の議題2は前回の継続審議となる。冒頭 v.Metternichi 議員が極めて重大な発言をおこなった。「公的な河川とはこれに対する河川・護岸条例 (Storm-und Ufer-Ordnung) が適用される」との解釈が示された。いわゆる「öffentliche」は〈行政 (Polizei) の規制が及ぶ〉の意味と理解されたのである。続けて議長も発言し、「各河川とこれまで航行可能であった河川については草案でいう法律上の規制を必要としない」とコメントして、この解釈の妥当性を支持した。もちろん議場が斯かる解釈で一致したのではない。前回の議会冒頭で草案1条が「公の河川から私の河川の何れを対象としているのか不分明だ」と発言した上級県参事官 v.Borries 議員は、「草案は明らかに公的な河川に限定されており、これを大きな私的な河川 (größere Privatflüsse) に拡大することは望ましい」と発言し、従来〈行政 (Polizei) の規制が及ぶ〉ものではなかった航行可能な、私的な河川まで〈行政 (Polizei) の規制が及ぶ〉対象とすべきとした。

斯かる対象拡大論は、v.Borries 議員が県庁高官であるが故に、私的な領域 (=河川) への行政規制→公的な領域と私的な領域の行政による線引き→私的領域の縮小化を行政が志向していたことを推測させる。

審議はここで私的な河川を法律で明確にする必要に迫られた。議長はこの点を次回の議会で審議することを提案し、論議を一旦終了した。

〔3〕1841年3月31日の第11回議会で、「公的な河川の河川・河岸ポリツァイに就いての法律 (Gesetz über die Strom-und Ufer-Polizeider der öffentlichen Flüsse)」の鑑定結果が v.Borries 議員から報告された。それによると、同法54、55、60、63条は「大きな私的な河川 (die größeren Privatflüsse)」にも適用可能であると解釈された³。そこでここでも同条を示しておく必要がある。

54条「河川所有者は…嵐による決壊に対するその河岸の保全に必要な予防措置を Landes=Polizei=Behörde の指示に基づいて講じかつ設定された業務を行う義務を有する。」

55条「斯かる義務の履行は、河岸の決壊が Landes=Polizei=Behörde の判断に基づいて何

らかの公益 (ein öffentliches Interesse) を損なう場合に…、求められる。」⁴

60 条「Landes=Polizei=Behörde は、河岸堤の建設或いは修理を必要とみなすならば、費用総額を十分に調べ、見積が全ての完成と出費を含むようにしなければならない…」

63 条「河岸所有者の…費用分担の決定について、提訴の途はない…」⁵

条項は第一義的には「河岸所有者」は「公的な河川」の「河岸所有者」となる。しかし斯かる「河岸所有者」は事実としては勿論私人である。その私人は所有する河岸の保全について、Landes=Polizei=Behörde の規制の対象となる。それでは v.Borries 議員が言う、「大きな私的な河川」の「河岸」に就いてもこれらの条文が適用されるとは何を問題としているのだろうか。一見して俄に理解しがたい。v.Borries 議員の主張の趣旨はこうである。

「大きな私的な河川」とは自然状態 (=現状) のままで航行可能な河川を意味する。「公的な河川」の意味は、新たに「技術によって航行可能」となった河川である。従って何れも草案 1 条に基づくと、「航行可能な」という公益性を有する河川ということになり、Landes=Polizei=Behörde の規制の対象なる。問題は、「航行可能な」「大きな私的な河川」も、Landes=Polizei=Behörde の判断に基づいて公的な義務が課せられる、換言すれば、私的領域も行政の判断によって公的領域に組み込まれ、その私人は行政の規制に従って行動を求められる、という仕組みが、議論の中から浮かび上がってきたことである。

議場に戻ろう。v.Borries 議員の鑑定結果に対して、v.Galen 議員と Dröge 議員 (第 3 身分) は反対の論陣を張った。とくに Dröge 議員は、「大きな私的な河川」に「公的な河川」と同じく「河川・河岸ポリツァイ法」を適用することについては郡会 (Kreisstände) の決定に委ねる新たな提案をおこなった。これに伯爵 v.Bocholz 議員と男爵 v.Bodelschwingh-Heyde 議員も賛同した⁶。v.Borries 議員は行政改革派、Dröge 議員は伝統的シュテンデの利害を代弁しているように推測される。

論議がはっきりと二分され、平行線をたどり始めた時点で、議長提案が入った。議長は、まず Dröge 議員の鑑定に対する否定意見について論拠が示されていない、郡会の決定を仰ぐ提案については法案の趣旨にそぐわない、という理由を付して反論を開陳した。採決にうつり、Dröge 議員の提案は否決された⁷。

〔4〕ここで改めてヴェストファーレン州ラント議会で論議の対象となった形容詞「öffentlich」の用語について言及しておきたい。以上の審議過程から判断すると、Koch 議

員が使った「公益的な (gemeinnützig)」が主として v.Borries 議員の発言に至る行政改革派議員の理解を得ていたように推測される。ただし、これに反対する議員等の発言から窺われるのは、「öffentlich」が国家権力がストレートに私的領域に及ぶ意味での「公的」と理解されている。斯かる両論の相違は、審議の過程で、両者譲れない一線の如く際だつ。「öffentlich」=「gemeinnützig」は、反対論者にとっては、上記の懸念を増幅する論拠となっていたようだ。

こうした理解の懸隔が横たわっていたにもかかわらず、19 世紀 30 年代において「öffentlich」=「gemeinnützig」とする認識が法文上で表現されていたようである。その格好の例として 1841 年 4 月 28 日の第 23 回議会における、1836 年「消防組規程 (Feuersocietäts-Rgelement)」の修正審議をあげてみたい。修正は第 65 条に次の補足を行うというものである。「消失した建物の修復は、どんな場合でも、焼失日から 5 年以内に行われなければならない。もしそうしなければ保証要求は無効となる。公共建築物 (öffentliches Gebäude) (教会、学校及び共同体の建築物等々) にあつてはこの期間は消防組合長によって州知事の同意を得て 15 年迄延長される。⁸」見られるように、教会、学校及び共同体の建築物等々は、公益的な観点から「公共建築物」と明記され、修復には特に斯かる建造物の特性から 15 年迄延長が認められている。15 年迄の延長は、予想されるように、斯かる建造物の修復に要する「公的金庫 (öffentliche Kasse)」からの助成に左右されると認識されていたからであった⁹。

1845 年のラント議会で助成基金規約 7 条の審議でみたように、ここで教会、学校及び共同体の建築物等々が有益な施設=公益的な施設如何を巡って議員を二分する論争が展開されていたが、1841 年で、実は、すでに消防組規程の修正審議で「公共建築物」と認定する主張が大きな流れを創り上げていたと推定されるのである。

第2節 「privatlich」な領域に対する^{ボリツアイ}行政の規制

〔1〕1841年の河川・堤防条例審議で看取された点は、私的な領域が Landes=Polizei=Behörde の判断に基づいて行政の規制の対象に変えられ、その私人も斯かる規制に従った行動を求められる、という仕組みが激しい議論の中から浮かび上がってきたことである。ここでは、この推定を前節に比べて文字どおり私的な領域に属していた場ないし空間が行政規制の対象となっていく事態をやはり法律審議から読み取っていきたい。

まず「大通りの除雪」に係わる1832年3月8日付け政令の運用 — 国庫からの共同体への補償 — に関わる1843年3月31日の審議をみてみよう。「大通り」は「幹線道路 (Chausee)」とも言い換えられているが、ここでの問題は斯かる道路が「積雪によって人の通行が困難になるだけでなく、通常的手段では修復されなくなる」状況に陥ったときに、当該地区=共同体の「住民はすぐに出てきて、力を合わせて除雪する義務を有する」¹⁰とした点である。「幹線道路」は「公益的な (gemeinnützige) 施設」であると認識されているものと推測される。斯かる施設が公益的な機能を阻害される事態にあった場合には、関係共同体住民はその障害を除去する義務を負わされる。ところで「幹線道路 (Chausee)」は通常国道である。その国道に対して斯かる義務が発生する論拠は何処にあるのか。言うまでもなく、同語反復になるが、それが「公益的な施設」であるからだという以外には見いだせない。「公益的」を論拠に私人の行動は行政の基準で規制されるということである。もちろん無制限な規制が予定されているのではない。「斯かる除雪は、これが一日8時間の作業で収まるならば、無償である」が、ただし「共同体がその能力を超えて除雪に駆り出されなければならない」場合には「国庫から援助される」¹¹。

このように、「大通り」=「幹線道路」に接する共同体住民は、その公益性の故に、除雪を無償で行う行為を、共同体の伝統的な掟に基づく共同体規制ではなく、行政の規範=法律に基づいて、義務づけられた。共同体住民の日常性に、行政に規制される規範がこのようにして意識されてくる — 公的な生活の意識化 — ものと予想される。ここでも斯かる意識化は、住民自身からの除雪義務の自覚に依拠するものではなく、むしろ法律によって他律的に意識化される側面と、公益性の故に義務として除雪する側面とが紙一重のところ — 除雪への姿勢の — 違いとなって現れながら、外形的には恐らく共

同体住民の自発的な除雪であると、少なくとも行政側には、感じ取られていたものと思われる。

〔2〕共同体住民の日常性に対する行政の規制＝日常性の規範化は、住民の生活をハレとケの分離を招来した — あるいはそのように意図した — ように理解される。1843年4月3日の議会審議「架空の結婚式に関わる1829年3月5日条例の修正」は斯かる問題提起を検討するうえで格好の素材を提供している。

議会が上記条例の修正に踏み切った理由は、「平穩、風紀及び秩序を脅かす」架空の結婚式を取り締まる上記条例が「期待した成果をあげておらず、むしろ多くのところでドンチャン騒ぎが減少どころか増加している」からであった。そもそも斯かる条例は第1回ラント議会で、結婚式を騙って祝儀（現金）を強要する宴会と乱痴気騒ぎの「^{ウングーゼン}悪事」を禁止すべきとする提案が多数寄せられていた。そこで第2回ラント議会は禁止条例が制定されている。

いま少し「悪事」とみなされた理由について紹介しておこう。「悪事」に数え上げられた対象には、トップに結婚式を騙った宴会、棟上げの宴会、通例の宴会、及び結婚式・幼児洗礼・出産の祝儀とお返しである。これらが「悪事」とされた理由は、(1)現金の贈与が行われること、(2)乱痴気騒ぎとなることであった。とくに(1)については、現金の贈与が生活費稼ぎとなっている（それ故に増加の一途をたどっている）ことが問題視された。この2点ではいまだ「悪事」としてレッテルを貼られ警察処分の対象となるのか判然としない。そこで、次に、早速修正条文を追ってみよう。最初に1829年の条例の関係条文を示し、その次に議会の修正案（一部摘要）を対置していきたい。

1条 自宅或いは専用に借りた酒場で、何人もその親族、友人及び知人を何人でも歓待することができる。

2条 しかし斯かる機会に間接或いは直接に客に贈与を求め、且つ贈与されたことを記帳したり或いは客を前にして公表したりすることは禁止される。

更に所謂架空の結婚式、…結婚式、幼児洗礼、出産及びその他の誘いのさいに通例催される宴会と供宴は、出席者が祝宴のお返しとして、即ち招待を受け入れたことによって生ずる反対義務として現金或いは現物の贈与をする…のであれば、明確に禁止される。

- 3条 地方において結婚式、幼児洗礼、出産またはこれらと結びついた前祝いと後祝いの折りに踊りが催されることになっている場合には、予め警察に届け出されるべきこと。この場合には1～3ターラーの罰金を回避できる。¹²
- 4条 2条の禁止を犯した場合には、
- a. ホストは5ターラー
 - b. 全ての客等参加者は…1～5ターラーの科料
- 科料は地区救貧金庫へ収め、科料を納めることができない場合には相応の拘留刑を科せられる。
- 5条 1条で許された祝宴のさいに何人も今後は架空の結婚式に付随する乱暴は、路上でかつ中庭の内と傍で終わること。他の家の垣根や木戸の破壊とその他公序の破壊は禁止される。¹³
- 6条 祝宴が本条例に基づいて禁止されるか、あるいは許されるかについては、当該郡長が郡と地方の習慣を考慮して判断しかつ処罰する。¹⁴
- 7条 地区理事会、ならびに警察ポリツァイと地方警察クンダルメンは、管区においてこれまでの規則に基づいて禁止された宴会が催されていることが知らされた場合、協力して、宴会を行おうとする者から情報を集めて事前に中止させること。斯かる禁止が遵守されなければ、…秩序罰1から5ターラーの罰金を科せられる。¹⁴

〔3〕1条について、議会は、「仲間内かつ客内の楽しみを何ら制限したり、及び心配に駆られて監視することを意図するものではない」ことを表明している¹⁵。如何にも当然といえる認識であるかもしれない。しかしそれは当時の感覚からすると決して当然とはいえない。敢えて議会で確認しなければならない事案であった。伝統的な共同体では私と公の境界は未分化であり、さらに私の生活は共同体の規制のもとにあった。斯かる共同体の生活において、公私の区分は公の側から私の領域に規制を持ち込むことによって住民に意識されていく¹⁶。しかしヴェストファーレン州ラント議会の表明はこれとは全く逆に、私の領域を規制の対象外におき、私の領域と公の領域を行政上の規制で明確な一線を画そうとする。

問題はそれだけではない。斯かる私的な領域での「楽しみ」も行政の規範に違反する場合には、処罰をもった規制の対象となる。2条の改正は、これまで「贈与の要求が強いと認められた場合に処罰の対象となる」を、「贈与を求める」行為自体に処罰が及ぶと

強化した(4条)¹⁷。斯かる認識は3条にも貫かれている。3条は、「取りわけ盛大な踊りの開催によって年少者と老人が利欲に駆られた祝宴に引き寄せられ、かつ警察がその種の歓楽についてタイムリーに知り得た場合には、必要に応じて調査のために及び処罰のために祝宴に干渉すること」を意図して改正されている¹⁸。行政によって「公序の破壊」と判断されたならば、私の領域も規制の対象となる。ここまで行政による規制の範囲が拡大されるとなると、公私の明確な分離の先に私の領域の縮小がまっている。

さらに留意すべきは、6条改正の趣旨である。改正では祝宴認可・禁止が郡長の決定によっており、これに対する異議申し立ては県庁にのみ認められる。つまり裁判所はこの決定から外される。その理由は、裁判所が祝祭といった被告の「知人の参加に係わる厳密な証拠を得ることが殆ど不可能であり」、「法律上の目的は達成されない」と認識されていたからである¹⁸。行政の優位が露骨に表明されている。行政は状況判断次第で、私の領域に対する警察となることを合法化した。

〔4〕「河川・堤防条例」と「架空の結婚式に関わる1829年3月5日条例の修正」の審議からみえるように、私公の領域は行政によって明確に分離され、その一方で私の領域も行政の規制可能な対象となり、その先に私の領域が次第に縮小されていくのではないかという予想をたてることができる。それでは実態はどうであったのか。その2例をヴェストファーレン州イゼルローンとライン州エルバーフェルト両都市の街路を舞台にしたA. リュトケの興味深い叙述を紹介しておきたい。

まず彼の課題を記しておく、それは「近代国家の行アクツイオーンスグアイゼ為様式と国民の慣習形態ハビトゥースフォルメンの鑄造」、換言すると「管理される者の日常生活におけるポリツァイ化」(=「日常的支配」)を1815-1850年において解明することにある²⁰。そこで彼は、「公グマイネス・ヴォール益」(公的安寧、安全および秩序)の実現を目指すという「レトリックを弄して」、「管理される者の全日常的な生活を掌握し、規制する」「官僚国家機構」の「行政的実践」を国家下級官吏の行為から明るみにだそうとする手法をとっている²¹。

さて斯かる行政的実践の事例については、とくに1830年のフランス7月革命前後の、「市民的・資本主義的規範と行政的規範」に対する民衆の「アイデンティティ」が「依然として拒絶され」されていた²²工業都市における「日常支配」の数例をあげておくに留めたい。まず都市イゼルローンからみてみよう。

イゼルローンではいわゆる巡ポリツァイ・ディーナー査(1834年より傷痍軍人にかえて—身体上の制約からくる職務遂行に対する不評—兵役9年を終えた優秀な兵士が任用されてい

く)は三人制(一般的には一人制)である。リュトケはこの巡査の報告書を史料として彼の日常を描きだそうとしている。彼の職務は通常市長から指示されるが、公道の秩序維持(道路と排水溝の清掃の監督、道路に板・丸太・樽・箆・糞の放置の取り締まり等)と酒場の監視である。とくに監視の対象となった者は、見習い、徒弟、日雇労働者、放浪者、乞食、失業者であった。

その具体例が一枚の図版で示されている。一人の浮浪者に対して巡査が職務質問をしている風景である。「浮浪者のおまえにまた会ったな。おまえはいま何をしているのだ。」
「あー、シャーンダラムの旦那、夏はね教会の扉番をやっていますよ。空馬車か結婚式の馬車が入ってくる時にね。」「ふーん」「そうじゃないよ。冬のだよ。」「冬ね、ハレー門前*に戻って楽しくやっていますよ。²³」(*浮浪児用の救貧教育施設が在る)パトロールでとくに「危険」地帯とされたのは酒場であった。1837年8月の内務省ポリツアイ局令は酒場の法定閉店時間を設けている。ただしビールと火酒を飲む酒場とワインを飲む酒場^{ポリツアイシュトゥンデ}を分け、ワインのみを楽しむ連中は教養層に属し、平穩を壊す恐れがないからワイン専用酒場およびレストランは法定閉店時間の対象から外された。1835年のデュセルドルフ県の報告によると「火酒酒場は明らかにもっとも粗野な民衆の集合場所」であった²⁴。ここでも図版が挿入されている。居酒屋から出た2人連れに対する巡査の職務質問の場面である。「おまえさんらをずっと付けてきたが、おまえさんらはカンテラを放り投げたり、叫び声をあげたりしないで、異常だよ。ようするにだ、おまえさんらが居酒屋で静かに晩の祈りをしていたなんて信じられますか。」「おれたちが一体いつカンテラを放り投げたり、大声を出していたというんですかい。」「おまえさんらが公共の平穩を壊したら逮捕されるだろうってことだよ。」²⁵

エルバーフェルトではとくに下層市民の青少年にも「日常的支配」が広がっていた。1822年のポリツアイ条例は雪合戦の禁止のみならず、16歳以下の少年に、路上・公的場所・散歩道・ポリツアイ監督下にある全ての場所での喫煙とさらに酒場に入ることが禁止された(処罰は喫煙については3ターラーの罰金か他家での2週間の労働)²⁶。青少年の喫煙禁止は健康上当然の措置と理解されるが、それがとくに下層市民の青少年に対するものであったことに留意しなければならない。当時のポリツアイ機関の認識は下層市民の家庭では子供の「教育に対する配慮」が欠如しているという牢固として抜きがたい前提にたっていたのである。同様の認識はケルンの警察署長にも共有されていた。彼は1847年3月に通常どこでもみられる殴り合いや罵り合いさらに教会堂開基祭と収穫

祭での乱痴気騒ぎ（「抑えのきかない快樂」とみられた）といった「無秩序」は「無教養な連中」が「多数集まるところでは大体どこでもみられる」とし、これを下層市民を日常的に監視し騒ぎを抑えるべきであるとする正当性根拠としている²⁷。

イゼルローンとエルバーフェルトにおいては、都市住民から警察の監視・規制の対象とみなされた階層（＝下層住民）が分離され（「社会的不平等を再生産」）、斯かる階層の私的生活中的の楽しみは縮小・禁止され、もう一方の階層の私的生活は規制の対象とされずに相対的に拡大されていることが窺える。

〔5〕私の領域が一方では規制され、他方で保護される事態も展開されている。1843年3月31日の第16回議会で村長 Dellwig 議員（第4身分）の提案「僻地農村への移住認可に係る法律の公布に関して」について審議されている。提案の趣旨は、移住者の増加が定住村民との対立を生み、村の平穏と安全が脅かされるが故に、斯かる入植を法的に規制すべき、というものであった。斯かる規制法の公布はすでに1841年8月6日の議会で約束されていたものである。

まず反対意見があがった。Bracht 議員（第4身分）である。彼の見解はこうであった。私が承知している僻村でも人口増加がみられるが、「その増加はほとんど不定住の同胞（Mitbürger）で占められている」、しかし彼らは「定住者たちに友好的に受け容れられており、両者の間に対立はない」、それ故に新たな規制法は必要ない。これに対して Dellwig 議員は、議会はすでに規制法はヴェストファーレン州に必要であることを承認している、と反論した。ここで議長が、Dellwig 議員の発言を次ぎのように補足した。「農村住民が分散して居住している」「当州の固有性にあつて」「提案された規制法は、平穏と安全がとくに維持されるべき現在に、とりわけ必要となっている」²⁸。

再び Bracht 議員が立ち上がった。移住者は「定住してはいないが、同胞（Staatsangehörigen）である」、その彼らに「干渉し」、法的規制を作つて彼らを「違反（入植）へと追いやる」ことを同胞である定住者に「させないためにも」発言しなければならないと切り出し、さらに続けた。「入植者一人一人をみれば不利益をもたらすかもしれない。」そして、確かに、「彼ら一人一人を注視し（beobachten）、かつ彼らによって注視される第2の隣人（der zweite Nachbar）は少ない」。しかし「第3の隣人が両者をコントロールし、同様に彼が両者にコントロールされ、秩序がうまく維持される。」

しかし v.Merveldt 議員の反論が審議の流れを決定づけたようである。彼は騎士領所領者の一員として Bracht 議員の主張は「自分の経験に反する」と切り返した。「温厚で土

地を持った定住者たちは、あまりにも頻繁に新しい隣人によって非常に不愉快にさせられかつ悩まされており、定住者たち自身が今後多数の入居者が到着するよりも転居してくれることを望んでいる。それ故に、いま審議されている規制法は州全体において早急に求められている。」この発言の後に議会は採決に移り、規制法「僻地農村への移住認可に係る法律」公布を承認した²⁹。

斯かる規制法の審議で明らかなように、ヴェストファーレン州全体で、私領主所領区域においてさえも、僻村での人口移動が激しく、伝統的な生活環境を維持してきた定住者は新たな入居者との関係構築に迫られていたようだ。規制を求める側の論拠は、住民の生活が「あまりにも頻繁に新しい隣人によって非常に不愉快にさせられかつ悩まされて」いる事態にある。反対の論者は、生活空間を新旧の隣人間で共有できるように相互に規制しあい、秩序を維持していくべきだと主張する。何れの言い分にも、住民一人一人の生活を頻繁に不愉快にし迷惑をかける事態に対しては法による規制を求めるべきとする共通認識が窺われる。このように、法—行政によって住民たちが相互の日常生活世界を保護し・規制しあう、このこと自体が正当な社会的規範として当の住民自身に認識されるような展開をみせている。

〔6〕最後に 1843 年の刑法典草案 (Entwurf des Strafgesetzbuchs für die Preußischen Staaten, nach den Beschlüssen des Königlichen Staatsraths) における「警察処罰規定 (Polizailiche Strafvorschriften)」から道路交通規制について紹介しておきたい。まず関係条文を示しておく。

345 条 都市或いは農村に於ける速過ぎる走行或いは騎行は、特に橋、門に於いて、方向転回をしたならば又は角で方向転換をしたならば、2-10 ターラーの罰金刑を科せられる。

347 条 公道で速い走行で他に危害を及ぼす者は 5-15 ターラーの罰金刑か 8 日から 6 週間の拘置に処せられる。³⁰

349 条 都市で鐘を鳴らさないで或いは鈴を鳴らさないで櫓を運行する者は 3-10 ターラーの罰金を科せられる。

351 条 公道或いは人々が行き交う場所から窓又は家の前に物を適切に固定しないで放置及び吊し、それが崩れて人々に危害が及ぶ場合、その者は 5 ターラーまでの罰金を覚悟しなければならぬ。³¹

「警察処罰規定」はさすがに 1841 年の「河川・堤防条例」に比べて öffentlich と privatlich の概念が明確である。347 条でいう「公道」は “öffentliche Strafen oder Wegen” の訳語であるが、ここを利用する者に対して公益及び安全を維持することが警察の職務となっている。今ひとつは、351 条にみられるように、斯かる公道の安全を維持するために、これを妨げる或いは支障となる私の家の生活は規制される。非常に明快である。この明快性がプロイセン刑法典において、後にみるように、私の生活領域への詳細な処罰＝行政規制によって支えられていることに改めて留意しておきたい。

註

- 1 *Geschichtliche Grundbegriffe Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland.* Bd.,4.,[Öffentlichkeit]S.434f.
- 2 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.1.,S.52.*
- 3 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.1.,S.60.*
- 4 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.1.,S.269.*
- 5 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.1.,S.138.*
- 6 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.1.,S.60.*
- 7 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.1.,S.61.*
- 8 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.1.,S.135.*
- 9 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.1.,S.573.*
- 10 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.3.S.142.*
- 11 *Ebenda*
- 12 以上、*Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.3.S.182.*
- 13 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.3.S.182.*
- 14 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.3.S.183f.*
- 15 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.3.S.182.*
- 16 増井前掲書第4章第6節参照。
- 17 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.3.S.182.*
- 18 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.3.S.183.*
- 19 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.3.S.184.*
- 20 A. Lüdtkke ,*»Gemeinwohl«,Polizai und »Festungspraxis«.* *Staatliche Gewaltsamkeit und innere Verwaltung in Preußen,1815-1850.*Göttingen,1982,S.22,39.
- 21 A. Lüdtkke, *op.cit.*,S.45f,50.
- 22 A. Lüdtkke, *op.cit.*,S.144f.
- 23 A. Lüdtkke, *op.cit.*,S.169.S.171.に挿入された図版3。
- 24 A. Lüdtkke, *op.cit.*,S.169.
- 25 A. Lüdtkke, *op.cit.*, S.169.S.171.に挿入された図版4。
- 26 A. Lüdtkke, *op.cit.*,S.166.
- 27 A. Lüdtkke, *op.cit.*,S.171f.
- 28 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.2.S.107.*
- 29 *Ebenda*
- 30 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.3.S.58.*
- 31 *Der Westfälische Provinzaillandtag,Bd.3.S.59.*

第3章 学区は如何なる基準で策定されたか

第1節 教区—学区の形態

〔1〕ヴェストファーレン州における学区の策定を調べるにあたりプロイセン州と同様に土地分割に係わる法令をまず検索しておかねばならない。予想されるように1841年にラント議会においても「地所の分割売却及び新入植地設置令 (Verordnung wegen theilweisen Veräußerung von Grundstücken und Anlagen neuer Ansiedlung)」に係わって教区—学区策定の審議が行われる。そこでまず「設置令」から学区策定に係わる条文を引用しておきたい。

- 1条 あらゆる種類の、都市及び農村の地所から、一つ一つ地片は、ランデスポリツァイ当局が…認可した証書を発行した場合にのみ、売却によって切り離される。
- 3条 新たな移住と入植地の配置についてもランデスポリツァイ当局の認可は及ぼされなければならない。
- 4条 1条と3条に基づいて必要な認可は次の場合にのみ与えられる、
- a) 分割される予定の地所に付随している公課 (öffentliche Lasten) の割当て保障がなされていること、
 - b) 分割された土地の取得者と入植者の関係が、裁判、警察、共同体連合、教会連合及び学校連合 (Gemeinde=,Kirchen= und Schulverband) との関係において、次のように秩序づけられていること、すなわちその際に起こりうる要求について引き続いて考慮されており、そのことによって第三者の義務が現在と将来にわたって妨げられたり或いは彼の義務が損なわれることがないように、
- a) でいう公課には、国家、役所、共同体、教会及び学校に対して、並びに国家によって承認されかつ国家の上級監督の下にある団体、組合 (堤防組合) に認められるべき給付が含まれる。¹

みられるように、4条 b) は、教会連合と学校連合の概念のもとで、なによりも斯か

る連合が財政上の自立性を有している場合に、教区及び学区として画定されることを示唆している。その際に問題となるのは、財政上の自立性が如何にして確立されうるのか、公課の持つ意味は何かであろう。そこで次に法案作成の理由について追ってみよう。

第1に、公課についてである。公課には、国税とは異なって、「共同体の目的のために及び教会と学校施設の維持のために必要とする分担金 (Beiträge)」が属す。第2に、それでは何故「教会と学校施設の維持」に公課が給付されることになるのか。その回答は、(1)「国家が有機的な諸制度 (die organischen Einrichtungen) を…庇護し (beschirmen)、斯かる諸制度の存続を保証することは、国家維持 (Selbsterhaltung) の義務に属する。」(2)「一人一人が結びつくところの最初の政治的統一体 (die erste politische Einheit) は共同体である。」「共同体はそれ故に、国家が共同体に課した義務とは別に、国家の庇護を求める権利を有する。」(3)「国家による援助 (Unterstützung) をこれまでより少なくてすむことができる教会と学校は少なくない。」(4)「これら全ての有機体 (Organismen) を維持するために、何よりもまず、これら全ての有機体からその能力、すなわち有機体が一人一人から要求する権限を与えられているところのもが奪われてはならない。」(5)「それ故に、地所の分割によってこの地所に付随している給付が失われてはならない。」(6)「より重要なことは、地所分割後及びこれによって生じる事柄、すなわち国家の保護 (Schutz) の下にある施設の引き続き維持への配慮である」²。

ベルリンのプロイセン政府の論理構成は、私の整理の不手際でスムーズな流れになっていないが、第1に、公課は共同体及び教会と学校施設維持のために設けられた地方税である、第2に、斯かる公課を共同体等に給付する義務は第一義的には国家に属し、第3に、その理由は、斯かる共同体等は「最初の政治的統一体」であり、国家に対して援助を求める権利を有するからである、第4に、従って、地所の分割によっても斯かる共同体等の政治的統一体が確保され、教会・学校の維持が果たされていなければならない、であった。新たな地所の分割を認めるかいなかの判断基準を上記に設定したことの意義は重い。斯かる公課については後段でヴェストファーレン州ラント議会の審議を追うことになる(第2章)。

〔2〕土地の分割に係わっていまひとつ注目すべきは 1821 年の共有地分割令 (Gemeinheits=Theilungs=Ordnung) に関するヴェストファーレン州ラント議会の審議である。ラント議会では本法をヴェストファーレン州の特殊性を考慮した特別立法として適用する要望を 1831 年 1 月 18 日付けで建白している。建白書によると、斯かる特別立

法を要請した理由について次のように表明していた。「共有地分割令は、当州の農業状況、特にマルク沃地分割に適用できるものではない。…その上東部諸州の農業状況を予め考慮した体制は多くの誤解を招いており、かつそのことによって、ヴェストファーレン州において殆ど適用されえない規定はとくに分割される側の多数にとって理解がえられていないと考えられる」³。

そこで問題となる、分割にともなう学校維持についてであるが、ラント議会の審議では、(1)共有地分割令 101、102 条でいう「学校維持分担金 (Dotation der Schulen)」事項について「異議は出されなかった」⁴、その理由は、(2)ヴェストファーレン州ではマルク沃地分割にさいして学校維持分担金を保証することは「すでに確定していた」⁵からである。

共有地分割に伴って生じる学区の学校維持については事実上学区で保証することになっているが、それでは学区と教区及び共同体との関係はどのようになっているのか。ヴェストファーレン州議会議事録ではその実際の形態について資料を用意していないので、各地から申請された学校・教会関係助成申請に注目してみたい。ラント議会へ申請する機関は既述したように(第III部第1章第2節〔6〕) Ortsvorstehen=Ortsdeputirten であるが、議会で報告される申請には具体的な共同体、教区、学区名と助成申請事項が記されている。斯かる団体名と助成申請事項から、逆に、教区と学区の形態を推定してみたい。まずは団体名と助成申請事項を 1841、1843 年の議会に申請された順に整理してみた表 6⁶を一瞥してみよう。

〔3〕表の読み方である。申請団体名で学区及び教区を付していないものは共同体を指す。また斯かる共同体が複数並記されているものは連合を示す。総計 198 件をあげているが、みられるように重複もある。

さて表 6 から読み取れる教区-学区は 2 形態あるようである。第 1 の形態は、共同体内に宗派別教区/学区が存在するケースであり、これが多数を占めている。第 2 の形態は、網掛けをした学区/教区=共同体のケースである。第 3 の形態は、共同体連合=学区/教区となっているケースである。この形態の存在を前提とすると、それでは教区と学区の関係はどのようになっているのか。

1845 年 2 月 26 日の第 7 回議会でこのテーマが集中審議された。議題はベルリンの中央政府から「校舎・キュスター家屋の建物維持条例草案 (Entwurf einer Verordnung, die bauliche Unterhaltung der Schul-und Küsterhäuser betreffend)」について審議するものであ

った。草案自体は事実上、校舎とキュスター家屋（通称キュスター学校）が同一（＝学区＝教区）を前提としていたALR 2部 12章 37条の改正 — 校舎とキュスター家屋の分離（＝学区と教区の分離） — に係わるものであった。さっそく関係条文を紹介しておこう。

- 1条 ^{シュールハウス}校舎が同時にキュスター家屋である場合、一般ラント法 2部 12章 37条に定める規則は維持される。
- 2条 しかし教区内で自前の校舎を維持するそれぞれの^{パロヒー}集落、共同体、^{オルトシャフト}共同体内の^{グマインデ・アプ}区域ないし住民は、専ら学校施設の拡充要求に係わる教区の校舎・キュスター家屋への^{タイルング}出資から外される。
- 3条 キュスター学校内で第2、第3或いはそれ以上の^{シュールクラッセ}学級ないし教師用住宅が建てられなければならない必要が生じた場合、或いは^{シュールシュツベ}教室自体の拡大が問題となった場合には、^{キルヒエンカッセ}教会金庫、パトロン及び教区住民だけの負担とすることはできない。むしろ、斯かる場合には、^{グメインシューレ}普通学校の維持のために法的義務を負っている者等が、新たな学級と教師用住宅を彼等の費用で建てるか、或いはその建物が既設の校舎・キュスター家屋と統合したほうがよいとされる場合には、斯かる建物に対する出資は均等とする。両者間で一致が得られない場合には、上級の州機関が、専門家の調査に基づいて、当事者間の出資割当てを、現状の割当てを基準として、確定しなければならない。⁹

草案作成は若干示唆したように校舎・キュスター家屋（以下キュスター学校）維持の現状がALR 2部 12章 37条と合わなくなったことに起因している。現行法のALR 2部 12章 34-36条は校舎と教師家屋の維持を就学させている住民の共同の負担としているが、同 37条は「校舎が同時にキュスターの家屋である場合、通常、その建物の維持は^{フツェルバウ}牧師館の場合と同様の方法で配慮されなければならない。」となっている。問題は、キュスター学校で、学級増設が必要となった場合、ここへ出資が校舎に限定されているようで、しかしキュスター家屋という教会施設へ出資をも意味することになり、37条は「次の時代の学校制度の拡充に対応するものになっていない」。さらに問題を複雑にしているのは、1教区内にキュスター学校以外に別の普通学校が設立されていたことである。この場合には教区とは別に学校維持・管理・通学を単位とする学区が存在していたと予想し

なければならず、しかし斯かる学区住民が以前の教区民のままでいるならば教区住民としてキュスター学校の維持にも責任を負わなければならないジレンマが生じる。

この辺の現状認識を草案作成時の審議でみておきたい。「教区内の各共同体が漸次自前の学校を設け、且つ自前の出資で維持した場合に」、「キュスター学区に出資金を依然として徴収されるとし、公平ではないし且つ正当ではない。⁸」従って、(1)「教会連合 (Kirchenverbände)」を構成している各共同体が単独で学校設立する場合には、キュスター学校に対する「法的関係は消える」ことが必要となる。だがこのケースも、(2)各共同体が「教会連合を止めない限り、依然として出資金を醸出しなければならない」⁹という「限界」を抱えている¹⁰。

〔4〕さて今度はラント議会の審議に目を転じてみよう。草案1条についてはそのまま承された。論議はやはり2条に集中した。まず文教委員会の提案「教区内に集^{オルトシャフト}落、共同体、共同体内の区^{グマインデ・アフタイルング}域ないし住民が存在し、一つの学区 (Schulbezirk) に法的に編成され、自前の校^{シュールハウス}舎を維持する場合、教会所在地にある校舎・キュスター家屋への、斯かる学校施設にのみ係わる出資金を免除される。」が報告されたのち、議会は承認する。これを受けてベルリン政府提出用の文書について、斯かる文言に続く文章を次のように作成し、意見が求められた。「…キュスター住宅・校舎に掛かる学校施設費への出資を免除される。教会と学区が共同の校舎・キュスター家屋維持の当事者となる事態についての調査は、実際の一致が得られない場合には、上級の州機関によって、専門家調査に基づいて、行われる。」

この箇所は、要するに、共同で出資するとしても、その出資が校舎・キュスター家屋の校舎部分へ限定されて使用され得るのか、という疑問が生ずることを前提としていた。Rinterlen 議員 (第3身分) はこの疑問について、「どの施設が学校施設専用となっているかは、個々の事例をみれば容易に識別される」とのべ、この箇所の文章は必要なしと主張した¹¹。しかし「共同の校舎・キュスター家屋の修理費用の配分について、学校施設文のみを確定することは難しい」とする意見が多数をしめた¹²。

審議は1845年3月1日に継続された。ここでは2条の「教区内に集^{オルトシャフト}落、共同体、共同体内の区^{グマインデ・アフタイルング}域ないし住民が一つの学区 (Schulbezirk) に法的に編成され、自前の校^{シュールハウス}舎を維持する」が現実のもとなったケースが想定されている。その論議の過程は大変興味深い。(1)斯かる学区は「校舎の維持のために自発的に集まった、一人一人の学校利害^{シュールライツ}関係者の団^{レクセンデ}体^{グセルンシャフト}」となる→(2)「自発的な」集まりでは、「勝手に共通の義務を逃れる」

途を作っていることになる→(3)その事態になったならば「学校目的は挫折を余儀なくされる」→(4)それ故に2条で述べられている「免除が可能となる場合」を厳密に限定しておかねばならない→(5)斯かる「場合」は「自前の校舎維持が法律に基づいている場合」＝「斯かる校舎が、自前の学校システムが法律で認可されたことに基づいて、国家によって維持される場合」である。

ラント議会は以上の議論の展開を経て、注目すべき結論に達した。すなわち、2条の冒頭の文章「しかし教区内で自前の校舎を維持している」はより正確な規定「学区に法律に基づいて設置された自前の校舎を維持する」とすべきである¹²。議会はこの判断をベルリンの政府へ、議会の鑑定結果として送っている。

「校舎・キュスター家屋の建物維持条例草案」審議はプロイセン州ラント議会議事で検索するに至らなかったが、この段階でいえることは、ヴェストファーレン州ラント議会では学区における学校維持を法律で明確に規定し、学区を国家の法システムの中に積極的に位置づけようとする姿勢が読み取られる。この傾向は、結果的に、「地所の分割売却及び新入植地設置令」作成にあたってベルリン中央政府から示された論点——「一人一人が結びつくところの最初の政治的統一体は共同体である。」「共同体はそれ故に、国家が共同体に課した義務とは別に、国家の庇護を求める権利を有する。」——と重なりあってくるように思われる。斯かる論点は公課に係わるものであったので、次節で改めてヴェストファーレン州ラント議会の立場を追ってみたい。

〔5〕第6表から窺われる学区の形態——第1の形態は、共同体内に宗派別教区/学区が存在するケース（これが多数を占めている）、第2の形態は、網掛けをした学区/教区＝共同体のケース、第3の形態は、共同体連合＝学区/教区となっているケース——は、ラント議会の上記の鑑定結果に照らし合わせてみると、次のように読み直すことができようである。(1)第1の形態は、共同体内に教区と学区がそれぞれ独立に存在する、(2)第2の形態は、Na 64,127,159 がキュスター学校区（教区＝学区）、Na 1,2,29,38,45,46,48,86,95,101,105,108,110,125,126,136,139,145,146,147,148,150,164,165,166,168,169,184,191,194（網掛け）が単独で教区＝共同体と学区＝共同体となっている、(3)第3の形態は、共同体連合がそれぞれ独立の教区と学区を構成している。斯かる教区と学区はそれぞれに住民に対して如何なる関係をもつのか。これについては、繰り返すように、次節の学校税をめぐる論議で次第に明らかになってくるであろう。

表 6

No.	議会開催日時	請願申請団体名〔共同体理事会・学区理事会・教区理事会〕〔助成事項〕
1	1841.3.5	Güterloh 学区 〔学区理事会〕 〔学校〕
2		Attendorf 学区 〔学区理事会〕 〔学校〕
3	1841.3.8.	Iserlohn 〔教区理事会〕 〔教会〕
4		Unna 〔教区理事会〕 〔教会〕
5		Hlterhausen 〔共同体理事会〕 〔学校〕
6	1841.3.17	Güterloh 学区 〔学区理事会〕 〔学校〕
7		Attendorf 学区 〔学区理事会〕 〔学校〕
8		Lippspringe 〔教区理事会〕 〔教会〕
9		Sende 〔共同体理事会〕 〔学校〕
10		Steinhagen 〔教区理事会〕 〔教会〕
11		Isingdorf 〔共同体理事会〕 〔学校〕
12		Mettingen 〔教区理事会〕 〔教会〕
13		Lotte 〔教区理事会〕 〔教会〕
14		Recke 〔教区理事会〕 〔教会〕
15		Brochterbeck 〔教区理事会〕 〔教会〕
16		Bergcamen 〔共同体理事会〕 〔学校〕
17		Altastenberg 〔共同体理事会〕 〔学校〕
18		Hülscheid 〔教区理事会〕 〔教会〕
19		Eisborn 〔共同体理事会〕 〔学校〕
20	1841.3.20.	Osterledden 〔教区理事会〕 〔教会〕
21		Lappenbeck 〔教区理事会〕 〔教会〕
22		Altstedde 〔教区理事会〕 〔教会〕
23		Ensdetten 〔教区理事会〕 〔教会〕
24	1841.3.23.	Mecklenlack 〔教区理事会〕 〔教会〕
25		Friedewalde 〔教区理事会〕 〔教会〕
26		Gimbeck 〔教区理事会〕 〔教会〕
27		Ladbergen 〔教区理事会〕 〔教会〕

28		Brochterbeck	[教区理事会] [教会]
29		Enger 教区	[教区理事会] [教会]
30		Avenwedde	[共同体理事会] [学校]
31		Wippringhausen	[共同体理事会] [教会]
32		Wickede/Wiehagen	[教区理事会] [教会]
33		Steinhäuserberge	[共同体理事会] [学校]
34		Düdinghausen	[共同体理事会] [学校]
35		Titmaringhausen	[共同体理事会] [学校]
36		Herlinghausen	[共同体理事会] [学校]
37		Wiedenhausen	[共同体理事会] [学校]
38	1841.4.1	Neuastenburg 学区 [Wittgenstei 郡]	[学区理事会] [学校]
39		Sendenhorst	[共同体理事会] [教会]
40		Eicke	[教区理事会] [教会]
41		Steinkuhle	[共同体理事会] [学校]
42		Linden/Dahlhausen	[教区理事会] [教会]
43		Gelsenkirchen	[教区理事会] [教会]
44		Rüdinghausen	[教区理事会] [教会]
45		Höchst 学区	[学区理事会] [学校]
46		Berghoven 学区	[学区理事会] [学校]
47		Lagenbeck/Osterledde/Alstedde	[共同体理事会] [学校]
48		Gevelinghausen 学区	[学区理事会] [学校]
49		Drolshagen	[共同体理事会] [学校]
50		Camen	[教区理事会] [教会]
451		Drolshagen	[共同体理事会] [学校]
52	1841.4.30.	Brochterbeck	[教区理事会] [教会]
53		Mettingen	[教区理事会] [教会]
54		Lotte	[教区理事会] [教会]
55		Seppenrade	[教区理事会] [教会]

56		Kadbergen	[教区理事会] [教会]
57		Gimbte	[教区理事会] [教会]
58		Emsdetten	[教区理事会] [教会]
59		Sendenhorst	[教区理事会] [教会]
60		Mecklenbeck	[教区理事会] [教会]
61		Holsterhausen	[共同体理事会] [学校]
62		Laggenbeck/Osterledde	[共同体理事会] [学校]
63		Recke	[教区理事会] [教会]
64		Lippspringe 教区	[教区-学区理事会] [学校]
65		Sende/Osterwiehe/Liemke	[共同体理事会] [学校]
66		Blankenau	[共同体理事会] [学校]
67		Herlinghausen	[共同体理事会] [学校]
68		Friedewalde	[教区理事会] [教会]
69		Kutenhausen	[共同体理事会] [学校]
70		Bergvamen	[共同体理事会] [学校]
71		Hülscheid/Heetfeld	[共同体理事会] [学校]
72		Steinhauserberg	[共同体理事会] [学校]
73		Unna	[教区理事会] [教会]
74		Iserlohn	[教区理事会] [教会]
75		Eikel	[共同体理事会] [学校]
76		Gelsenkirchen	[教区理事会] [教会]
77		Höchste	[教区理事会] [教会]
78		Dudinghausen	[共同体理事会] [学校]
79		Alt-Astenberg	[共同体理事会] [学校]
80		Neu-Astenberg	[共同体理事会] [学校]
81		Wiederhausen	[共同体理事会] [学校]
82		Wippringhausen	[共同体理事会] [学校]
83		Gevelinghausen	[共同体理事会] [学校]
84		Drolshagen	[共同体理事会] [学校]

85		Eisborn	[共同体理事会] [学校]
86	1843.3.8	Rhynern 教区	[教区理事会] [教会]
87		Bocholt	[共同体理事会] [学校]
88		Rhade	[教区理事会] [教会]
89		Gronau 教区	[教区理事会] [教会]
90		Börnste	[共同体理事会] [教会]
91		Lübbecke	[共同体理事会] [教会]
92	1843.3.9.	Altena	[共同体理事会] [教会]
93		Plettenberg	[共同体理事会] [教会]
94		Rhade	[共同体理事会] [教会]
95		Höhenplanken 学区 [Altena 郡]	[学区理事会] [学校]
96		Seppenrade	[共同体理事会] [教会]
97		Kühlsen	[共同体理事会] [学校]
98		Jakobsberg	[教区理事会] [教会]
99		Bönen	[教区理事会] [教会]
100	1843.3.10.	Friedrichsdorf	[教区理事会] [教会]
101		Isingdor 学区	[学区理事会] [学校]
102		Hamm	[教区理事会] [教会]
103		Hilchenbach	[教区理事会] [教会]
104		Brilon	[教区理事会] [教会]
105		Faulebutter 学区	[学区理事会] [学校]
106		Gevelinghausen	[共同体理事会] [学校]
107		Menden	[教区理事会] [教会]
108		Rhode 教区	[教区理事会] [教会]
109		Raumland	[教区理事会] [教会]
110		Sasenhäusen 学区	[学区理事会] [学校]
111		Huckarde	[教区理事会] [教会]
112	1843.3.11.	Hengsbeck	[共同体理事会] [学校]
113		Istrup	[共同体理事会] [学校]

114		Emsdetten	[教区理事会] [教会]
115		Recke	[教区理事会] [教会]
116		Brochterbeck	[教区理事会] [教会]
117		Holsterhausen	[共同体理事会] [学校]
118		Ibbenbüren	[教区理事会] [教会]
119		Istrup	[教区理事会] [教会]
120	1843.3.13.	Ochtrup	[教区理事会] [教会]
121		Bruchhausen	[教区理事会] [教会]
122		Füchtorf	[教区理事会] [教会]
123		Isingdorf	[共同体理事会] [学校]
124	1843.3.14.	Neuastenberg	[共同体理事会] [学校]
125		Hülshotten 学区 [Olpe 郡]	[学区理事会] [学校]
126		Weidenhausen 学区 [Wittgenstein 郡]	[学区理事会] [学校]
127		Olpe 教区	[教区-学区理事会] [学校]
128		Bredenborn	[共同体理事会] [学校]
129	1843.3.16.	Mettingen	[共同体理事会] [教会]
130		Lotte	[教区理事会] [教会]
131		Clanhorst	[共同体理事会] [学校]
132		Windheim	[共同体理事会] [学校]
133		Eidinghausen/Werste	[共同体理事会] [学校]
134	1843.3.21.	Ladbergen	[教区理事会] [教会]
135		Bünde	[教区理事会] [教会]
136		Essentho 教区	[教区理事会] [教会]
137		Eichlinghausen	[教区理事会] [教会]
138		Siegen	[教区理事会] [教会]
139		Meinkenbracht 学区	[学区理事会] [学校]
140		Eisborn	[教区理事会] [教会]
141		Wenninglode	[教区理事会] [教会]
142		Girkenhausen	[教区理事会] [教会]

143		Albersloh	[教区理事会] [教会]
144		Appelhülsen	[教区理事会] [教会]
145		Möllenkotten 学区	[学区理事会] [学校]
146		Eckesey 学区 [Hagen 郡]	[学区理事会] [学校]
147		Haßlinghausen 教区 [Hagen 郡]	[教区理事会] [教会]
148		Langerfeld 学区 [Hagen 郡]	[学区理事会] [学校]
149		Osterwiehe/Liemke	[共同体理事会] [学校]
150		Hellinghausen 学区	[学区理事会] [学校]
151		Ochtrup	[教区理事会] [教会]
152	1843.3.24.	Helmeren	[共同体理事会] [学校]
153		Dortmund	[教区理事会] [教会]
154	1843.3.30.	Düdinghausen/Oberschledorn	[共同体理事会] [学校]
155		Erlinghausen	[共同体理事会] [学校]
156		Echthausen	[共同体理事会] [学校]
157	1843.4.7.	Bocholt	[教区理事会] [教会]
158		Rhade	[教区理事会] [教会]
159		Gronau 教区	[教区=学区理事会] [学校]
160		Börnste	[共同体理事会] [学校]
161		Ibbenbüren	[教区理事会] [教会]
162		Brochterbeck	[教区理事会] [教会]
163		Holterhausen	[共同体理事会] [学校]
164		Füchtorf 教区	[教区理事会] [教会]
165		Appelhülsen 教区	[教区理事会] [教会]
166		Albersloh 教区	[教区理事会] [教会]
167		Mecklenbeck	[教区理事会] [教会]
168		Suderwyck 学区	[学区理事会] [学校]
169		Ochtrup 教区	[教区理事会] [教会]
170		Mettingen	[共同体理事会] [学校]
171		Lotte	[教区理事会] [教会]

172		Hemden	[共同体理事会] [学校]
173		Herzebocholt	[共同体理事会] [学校]
174		Hilchenbach	[教区理事会] [教会]
175		Brilon	[教区理事会] [教会]
176		Siegen	[教区理事会] [教会]
177		Wenninlohe	[共同体理事会] [学校]
178		Altena	[教区理事会] [教会]
179		Plettenberg	[教区理事会] [教会]
180		Hohenplanken	[教区理事会] [教会]
181		Bönen	[教区理事会] [教会]
182		Hamm	[教区理事会] [教会]
183		Eicklinghofen	[教区理事会] [教会]
184		Haßlinghausen 教区	[教区理事会] [教会]
185		Langerfeld	[共同体理事会] [学校]
186		Menden	[教区理事会] [教会]
187		Rhode	[教区理事会] [教会]
188		Rhynern	[教区理事会] [教会]
189		Girkhausen	[教区理事会] [教会]
190		Eisborn	[教区理事会] [教会]
191		Eckesal 学区	[学区理事会] [学校]
192		Lübbecke	[教区理事会] [教会]
193		Jacobsberg	[教区理事会] [教会]
194		Isingdorf 学区	[学区理事会] [学校]
195		Istrup	[教区理事会] [教会]
196		Bredenborn	[共同体理事会] [学校]
197		Eidinghausen/Werste	[共同体理事会] [学校]
198		Essentho	[教区理事会] [教会]

第2節 授業料から学校税へ

〔1〕1843年4月4日の第19回議会は、授業料と学校税について本格的な論戦を交えた。授業料についてはすでに1839年6月8日の議会で、授業料は毎年変更されると決定されていたが、^{クルツスアウスシュス}文教委員会委員長男爵 v. Bodelschwingh 議員は委員会案として従業料と学校税の組み合わせ — 授業料で維持できない場合に公課＝学校税を導入する — 案これに代わって学校税導入を提案した。まず論客であることを我々に鳴らした v. Vincke 議員が立ち上がり、委員会提案を補足し、賛同の論陣を張った。彼は、すでに助成金配分をめぐる議会審議でみたように、共同体における教会と学校の設立と維持は共同体の義務であるとする主張の急先鋒であった。彼の論旨を箇条書きに整理してみよう。(1) 授業料は、「子供を学校へ就学させることは、両親の意思に任せられるものではなく、国家の定める義務として求められているが故に、…全く不当でない税」である、(2) 「それ故に国家」が、「学校施設の維持と教師の給与」に掛かる不足分を「学校税の徴収によって配慮する」、(3) 「あらゆる^{シュターツアンゲヘリグ}国民は、子供の教育から多かれ少なかれ直接の利益を得ており、それ故に、また、当然のこととして、民衆学校…に貢献」すべきである、(4) 勿論学校税は、^{クラッセンシュトイエル}階級税に上乗せされ加重負担は避けられない¹³。

これに対する反論の代表は v. Lilien-Echthausen 議員であった。彼は助成金配分審議では v. Vincke 議員と同じ立場を表明したが、学校税の導入には厳しく反論した。彼の言い分も明快である。(1) 授業料と学校税の同時負担は住民多数から2倍を徴収することになる、(2) これは、次の理由から、「すでにかなり嫌がられている学校税を不公平感をさらに助長する」、(3) その理由は、「子供のために授業料を払う負担から解放されることを恐らくずっと信じてきた人たち、ならびに子供のいない人たち、または家庭教師を雇っている親たちは学校税に簡単に同意できないであろう」¹⁴。同じ第2身分 v. Likien-Borg 議員も v. Lilien-Echthausen 議員を支持して、同じように、「学校税の導入は特に次ぎの理由でかくも嫌悪されている、つまり学校税は新たな及び継続する負担であり、一般の住民がその負担の根拠を理解することができずに徴収されることになる」と発言している¹⁵。

〔2〕ここで論点が微妙にズレてきた。整理が必要である。v. Vincke 議員は学校税導入の論拠から丁寧な陣立てを行っている。それは、就学＝国家が定める義務＋全ての国民

が民衆学校教育からの利益を享受している→学校へ貢献すること＝学校税は当然、という構成であった。この背後には、学校維持と教員給与等、授業料で対応できない場合には救済・共同体金庫に依存しなければならないが、それも限界に近づいている、という認識があったことを看過してはならない。これに対して v.Lilien-Echthausen 議員は、傍点を付した点は就学させていない住民から理解されない→斯かる住民にとって学校税徴収は不公平となる、と論難する。v.Vincke 議員自身も否応なしに納税する住民の視点にたつてその正当性＝不可欠性如何を論じる方向へ移らざるをえなくなった。

v.Vincke 議員はこの視点から学校税導入を論じた。(1)「授業料は、就学期間徴収され、家計を圧迫している」、(2)「新たな税の導入は現在国道通行税以外になく、斯かる税負担が学校税の導入を妨げることは考えられない」、(3)「確かに、学校税は、あらゆる新しい課税のごとく、最初の世代には不愉快なものであるが、しかし多くのところで今日学校税は望まれており、かつその必要性は認められている」¹⁶。この主張に対して v.Lilien-Echthausen 議員は反論に立ち上がらなかった。上記の「学校税導入は住民に嫌悪されている、不公平である」とする論点に限界があったようだ。ただ一人、v.Recke-Vollmerstein 議員が、負担増を強いられることになる地主の立場を代弁して学校税反対を表明したのみで、その語勢も迫力に乏しいものであった。

審議は v.Vincke 議員が流れを作ったが、しかし両論併存のままいよいよ大詰めをむかえた。v.Bockum-Dolffs 議員が折衷的な最終提案をおこなった。(1)学校税導入にあたって、「都市と農村での多様な地域性に基づくことが好ましい」、(2)「都市工業地帯では、授業料の引き下げと学校税を必要とする状況が現れている」、(3)「農村地帯では、たとえ少額であっても、新たな課税はまったく受け容れられない」。直ちに採決に移った。v.Vincke 議員提案は承認された¹⁷。

〔3〕議会の方針は、学校税の導入は結局各地域の実情を勘案して決定されることに途を拓いた。その具体的な審議が同日の議会でおこなわれている。アルンスベルグ県における学校税導入審議である。審議はやはり上述の審議不十分さが露呈された。そのために一般ラント法及び省令等関係法令の引証・解釈が改めて審議の場に引き出された。

まず政府の解釈は次のとおりである。ALR 2 部 12 章 29-31 条（教師維持費は家長分担金を充てる）及び 34 条（学校維持費は学区住民の共同負担とする）は、(1)授業料で学校及び教師給与が維持できない場合には、まず、学校金庫（或いは共同体金庫）から助成される、(2)しかし斯かる金庫からの助成が「期待され得なくなった場合にのみ」ALR

2部12章29-31条及び34条が「補足的に適用される」¹⁸。問題となったのは(2)のALR 2部12章29-31条及び34条の解釈であり、宗務・学務・医務省と多数の学区(Schul=Gemeinde)との不一致を際立たせることとなった。

ラント議会の立場はこれに対して授業料と家長出資金の併用を承認している(1839年の第5回ラント議会決定)。一方、宗務・学務・医務省は、1840年4月22日付けアルンスベルグ県宛省令で、県庁に「授業料を下げ、不足額を家長からの出資によって徴収させる」(傍点引用者)とし、さらに1840年8月16日付け省令で「一般ラント法が全ての授業料の廃止を前提としている一方で、直ぐに^{シュールツトイフェル}学校税を導入することと指令している¹⁹。いうまでもなく、「家長からの出資」は学校税=公課(地方税)を意味していることはいまや明白であろう。興味深いのは、斯かる省令を受けたアルンスベルグ県の対応であった。

県は、授業料を独自の判断で、最下級の階級税に属する学区住民からは子供一人分のみの(複数就学しても)授業料を徴収し、学校理事会からの強い異議申し立てを顧慮せずに、15Sgr.まで引き下げ、それよりも高額な階級税を納める学区住民は子供二人分のみの授業料を支払わせる方針をとったのである²⁰。

県の方針は結果的にラント議会の決定に反する。県は、繰り返すように、宗務・学務・医務省令に基づいていた。県は、ラント議会の決定が政府解釈とは異なっており、事実上省令を受理した時点で、斯かる決定が否定されたと認識したのである。ところが、ラントスベルグ県内の多数の学校理事会は、政府解釈を支持したのである²¹。

こうした対立した事態を重く受け止めた宗務・学務・医務省は上記の2つの省令(1840年4月22日付け省令と1840年8月16日付け省令)に踏み切った。それを示す文書が1842年12月1日付けのアルンスベルグ県宛通達である。「県庁から発せられた条例——Langerfeld学区(表6のNo.148)に於いて授業料は減額され、そのことから生ずる不足額は一般ラント法の規則にもとづいて家長に割り当てられる——は正当と認められるが故に、従来の授業料徴収によって、^{シュールツトイフェルト}学校組合住民の一部がどの程度加重負担となるのか更に詳しく検証されなければならぬ。何故ならば、学校組合住民の内の貧窮層がもはや授業料を納めることができず、かつ学校金庫がのそのことによって収入欠損を起し、救済金庫からの助成でも対応できない場合にはじめて、斯かる県条例とラント議会の決定とが一致することになるからである。」²²

宗務・学務・医務省の修正はラント議会内にかなりの不快の念を惹き起したようであ

り、これを機に議会自身のスタンスが微妙に揺れていく。まずは斯かる修正に対する議会の主張をみておこう。それは3点に整理できる。(1)修正は政府見解を反故にしている、(2)アルンスベルグ県は授業料を減額にすべきではない — 但し、共同体代表ないし学校理事会から申請された場合にのみ行ってよいものとする —、(3)授業料と救済金庫からの(貧窮層への)助成金で学校維持等が対応できない場合にのみ、一般ラント法が「補足的に適用される」、であった。以上の3点はラント議会の基本方針を確認したものである。ラント議会はこの方針を政府に伝えと同時に宗務・学務・医務省の修正を撤回するように要請した²³。

〔4〕ところが、まもなく、ラント議会は、アルンスベルグ県の対応をめぐって、上記(2)(=授業料)の重みを改めて再確認することになる。これは明らかにラント議会の事実上の路線修正を意味する。それを余儀なくされた最大の理由は、同県の「多数の学校理事会」の意向を受け容れたことにある。ラント議会は、斯かる路線修正を前提として、授業料を全廃ないし最小額へ減額し、代わって学校税を導入することは、全家長の負担を「永続的に」大きくし、あまつさえこのことが「民衆学校制度に非常に否定的に作用」することは明らかであり、認められない、とする方針を確認した。

ラント議会の路線修正は、議会のこれまでの方針を支えた基本的な思想 — 就学=国家が定める義務+全ての国民が民衆学校教育からの利益を享受している→学校へ貢献すること=学校税は正当である(v.Vincke 議員の見解) — の修正を伴うものであった。修正後の基本認識は、「授業料は学校税よりも遙かに優れている授業料は、子供を就学させている、従って何よりも学校を利用しその利益を享受する共同体住民に関わるものである」(傍点引用者)となる。傍点を付した箇所に変更がみられる。この変更がもつ意義は大きい。果たして、ラント議会は、民衆学校の設立と維持の事業は就学者の家長の義務であり、共同体=学区の義務とする思想を「補足的に」公課=全家長の出資義務とする途を従来どおり残し、その決定を事実上各共同体ないし学区の理事会に委ねようとしていたのだ。ではこの狙いは何処にあったのか。

ラント議会は、授業料の減額→廃止の決定権限を、県庁から事実上共同体ないし学区の理事会に移し、県庁を単なる承認機関とする²⁴ 狙いを秘め、さらにその転換をラント議会の主導で実現する権謀術数を弄したのであった。学校事項に係わる県庁の上級機関である(第I部第4章参照)宗務・学務・医務省に対して、一矢を報いるかたちとなった。ラント議会が共同体の利害を代弁せんとする構図が読み取れる。斯かる構図におい

て、少なくともヴェストファーレン州においては、学区理事会（学区＝共同体の場合には共同体理事会）はラント議会と交渉する地位を付与されていたとみられよう。

〔5〕ここで、授業料の運命についてさらに論歩をすすめるべきであるが、学区と立法・行政との関係について理解を深めるために、ラント議会と学校理事会—換言すると、行政官庁＝県庁と学校理事会—との関係を、さらに^{キルヒエンフォアシュクント}教会理事会の次元でみておきたい。ラント議会は、すでに1841年4月26日第21議会で、このテーマに係わる審議をおこなっている。ラント議会は、ヴェストファーレン州教会管理条例（1837年4月29日）改正の建白書を用意していた。改正のメインテーマは、教会理事会の行政監督庁は1837年時点ですでにみたように州宗務局であり、その長は州知事である。州宗務局には主として聖職者の叙任と教区の外的事項・聖職者の職務に係わる監督権限が帰属している。今回の改正はまさしくこの権限を教会理事会へ委譲することを眼目とするものであった。しばらくはラント議会第14委員会（宗務委員会）における建白書作成審議をおってみよう。

まずヴェストファーレン州教会管理条例についてである。条例は宗務・学務・医務省によって決定されたものであり、その趣旨は、従来郡長の権限下にあった全ての教会事項の取扱いを宗務行政の専門機関となる監督（Superintendente）と宗教会議（Synode）に委ねるものである²⁵。その意図は、監督と宗教会議を州—県の行政機構に明確に位置づけることにあったとみてよいであろう。すでに第I部第4章〔11〕で言及したように、ベルリン中央政府は1827年に国家監督宗務行政体制の構想をとりまとめ、その一環として宗教会議体制の確立が政策課題となっていた。斯かる体制に対してラント議会はこれまで州知事に対し次のような意見を表明してきた。(1)教区理事会（教区＝共同体の理事会）は当該教区財政に係わる管理機関（Verwaltungs=Behörde）である、(2)斯かる機関に「内的教会事項の^{ベソルグング}理」及び監督（Superintendente）と教区牧師に対する^{フイアスツルツ}指導の権限が帰属しないとすると、(3)斯かる機関は、教区住民に対する影響力を弱めることになる²⁶。

ラント議会の批判の矛先はさらに宗務・学務・医務省と州宗教会議（Provinzial=Synode）に向けられた。そしてラント議会は、上記3点を骨子とする要望を実現するにあたり、正規の制度である建白書をもって、とくに宗務・学務・医務省を超えた存在である国王の権限に頼ったのである。建白書のなかで宗務・学務・医務省と州宗教会議に対する批判は鋭く、遠慮はなかった。「州の全ての教区によって、1835年の教会条例は決して喜

んで受け取られたのではない。むしろ多数のところ、なかんずくミンデン県で、教区は頑固に教会会議メンバーの選出を拒否した。その結果、宗務・学務・医務省からの…間接的な…脅迫」を受けることになり、この対応に対する「異議申し立ては沸騰している」²⁷。

宗務委員会作成の建白書は上述したように議会の審議に付された。審議時間自体は短かったが、都市選出の Sternenberg、Hueck、Oppermann の 3 議員が議場をリードし「建白書は趣旨に適っているのみならず、不可欠であることを立証する多数の事例」をあげ、採決を求めた。結果は主として第 2 身分議員の 7 票の反対で可決された (Koch 議員は時期尚早として反対)²⁸。

さて、ヴェストファーレン州教会管理条例改正を求める建白書は教区理事会に、当該教区財政に係わる管理と「内的教会事項の^{ベソルグング}処理」、さらに監督 (Superintendente) と教区牧師に対する^{フィスツング}指導の権限を帰属させ、宗務・学務・医務省—州宗務局との関係において自立性を確保することを主張するものであった。確かに、ラント議会審議では、都市選出の第 3 身分議員がこれを推進し、第 2 身分の貴族層議員は反対であった。もちろんこの関係図式こそが教区の現在を特徴づけるものである。だが教区がその財政と内的事項の管理、牧師・地方監督の指導を担う自立的な存在であろうとする主張がラント議会で多数を占めたことに特別の注意を払っておきたい。ラント議会が授業料の額と学校税導入について事実上の学区の決定を尊重する立場を表明することができたこと、そして教区に自立的な団体としての性格を付与することに躊躇しなかった姿勢に一貫性を感じることができる。

〔5〕さて、ここで改めて、授業料—学校税問題について、ラント議会の審議に戻ることにする。1845 年 4 月 5 日の第 8 回ラント議会第 29 回議会は、ミュンスター県の共同体が教会及び学校の財政要請に如何に対応すべきかについて審議を開始した。文教委員会は、郡長でもある v.Schumising 議員から提示されたこの事案 — 同県の学校組合と教会のために不動産=地所に公課を課す — について事前審議を開始した。v.Schumising 議員の提案事由は次のとおりであった。(1)Lüdinghauseng 郡において 33^{リッダー-ギューター}騎士領とこれ以上の数の^{キョーク}地所が存在する、(2)「斯かる地所に教会・学校税が免除されるとなると、^{グマイン}共同体に異例の負担が課せられることになる」、(3)「自治体の財政要請か或いは教会・学校の財政要請に (zu Kommunal- oder zu Kirchen-und Schul-Bedürnissen) 分担金を納めるかには相違はない」、(4)しかし、「共同体のみが、教会・学校の財政要請に応えるこ

とは極めて困難である」、(5)「教会建設に際しても、関係共同体は、例えばここに居住していた騎士領所有者が転居し、貧しい共同体がその費用を補填することになれば、窮地に陥ることになる」²⁹。

文教委員会は v.Schumising 議員の提案を、v.Landsberg-Velen 議員をたてて、議会に提議した。論戦の端緒は、いまやすっかり我々に論客としての名を刻印づけた v.Vincke 議員によって、開かれた。彼の基本的な立場は、すでにみたように、就学=国家が定める義務+全ての国民が民衆学校教育からの利益を享受している→学校へ貢献すること=学校税は正当であるとする、いわば積極的な学校税導入であった。ここでもその主張が披瀝された。(1)「共同体住民は子供を遠方の学校へ就学させることができない。また同様にそれほど遠隔にない教会へ参拝する。それ故に彼らは一つの地区(Ort)にある教会と学校にのみ利害関係を共有する」、(2)「学校組合と教会に公課を徴収することは全く目的に適っており、かつ斯かる公課はもっぱら個人にかかるものである」、(3)「しかし公課を不動産税とすることは正当とはいえない」³⁰。

論議は v.Vincke 議員が指摘する(3)を軸に展開した。v.Holzbrinck 議員も、「教会・学校公課が不動産税ではなく、人頭税として認められるかどうかが問題となる」と指摘し、人頭税では個人の負債が控除されないという理由で不動産税を支持した³¹。一方、都市選出の Rose、Olfers の両議員は、(1)「教区に住む者が、同一の宗派に属している場合にのみ、その公課を納める」、(2)ただし、「都市では、人頭税を不動産税に切り替えることには賛同できない」と提案に反対を表明した。これに直ちに文教委員会委員長 v.Merveldt (第1身分)が反論を加えた。不在地主も、彼が所有する共同体の住民が近接する教会・学校を利用している場合には、納税すべきである、と³²。ここで提案者の v.Landsberg-Velen 議員も、論議のテーマは「人頭税を不動産税へ切り替えることではない、重要なことは公課が財産税として居住地で徴収されるべきことである」と議論の軌道を修正することを試みた³³。

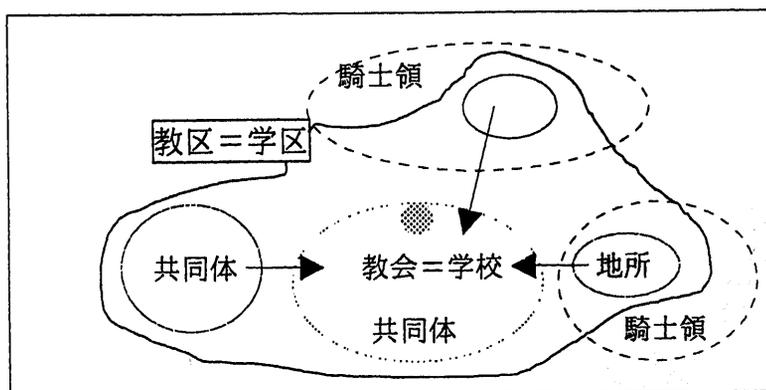
農村選出 Hülken 議員は、Recklinghausen 郡で富裕な村外者が所有する多数の地所が存在している、斯かる地所から公課を徴収できなければ、すでに着手している教会・学校建設の完成は不可能となる、ところで村外者の地所に居住する小作はその多数の子供を当地の学校へ就学させている、しかし彼らは公課の相当額を納めていない、以上より v.Landsberg-Velen 議員の文教委員会提案に賛成した³⁴。さらに同じ農村選出 Schulte-Hobbeling 議員も、「村外者はほとんど当地の教会に指定席を持ちかつその権利を

有している、それ故に彼らは当然に教会維持のために徴税されるねばならない」と Hülshen 議員を支持した³⁶。

一方、都市選出議員は前出の Rose、Olfers の両議員に次いで、Heuck 議員がたった。教会に参拝し、学校へ就学する人たちが所有する「あらゆる地所が教会・学校公課を納税しなければならない」と、これまでの都市選出議員の見解を繰り返し、農村議員の主張に流れ掛かった論議を押しとどめようと図った。ここで再び文教委委員会委員長 v.Merveldt が、同時に大土地所有貴族の立場からも、農村議員の主張（＝委員会提案）の正当性を強く訴えた。「比較的大きい土地所有者らは、彼らが参拝しなくとも所有地所に近接している教会に重大な関心を持ち、納税する」と。この発言をうけて、v.Vincke 議員と並ぶ論客、都市選出 Koch 議員が最後の発言を担った。「地所が教会や学校へ赴くのではなく、住民が、従って小作人、地所の経営管理人が財産に応じて納税すべきである」³⁷と締めくくった。議場の流れは決定的となった。

〔6〕さて、1845年4月5日の審議は、1843年4月4日の第19回議会の確認に基づくものである。その確認事項をここで今いちどみておきたい。それは、民衆学校の設立と維持の事業は就学者の家長の義務であり、共同体＝学区の義務とする思想を「補足的に」公課＝全家長の出資義務とする途を従来どおり残し、その決定を事実上各共同体ないし学区の理事会に委ねる、である。1845年4月5日の審議は、まさしく、ミュンスター県 Lüdinghauseng 郡における^{リッター-キューター}33騎士領とこれ以上の数の^{キューター}地所及び Recklinghausen 郡における富裕な村外者が所有する多数の地所に係わる個別事例審議であった。ここで改めて以上の審議の論点整理をおこなっておきたい。

まず、両郡の対象地域における教区と学区の形態である。明らかなように、教区＝学区である。1845年2月26日に集中審議された「校舎・キューター家屋の建設維持条例草案」審議に基づくと、教区＝学区である。それは下図のような連合の形態をる。



第2に、で囲まれた新たな広域は公課＝地方税を徴収する団体である。

ミュンスター県の Lüdinghauseng 郡及び Recklinghausen 郡における斯かる教区＝学区の新策定は、授業料から、住民家長全員にその財産に応じて課する公課への転換を伴っている。このことは同時に斯かる教区＝学区が国家の税制システムに編入されることをも意味するものである。さらに、敢えて付言すれば、公課の徴収＝管理の機関は教区＝学区理事会である。Lüdinghauseng 郡及び Recklinghausen 郡では教区＝学区理事会が、一方で国家の税制システムを自ら積極的に導入し、他方で州・県の監督行政に対して自立的な地位を維持し、そしてラント議会に公的助成を交渉する団体として立ち現れる。このような姿を予想することができる。

註

- 1 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 305.*
- 2 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 310.*
- 3 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 203.*
- 4 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 205.*
- 5 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 206.*
- 6 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 15-16, 18, 31-33, 40-43, 64-65, 151-152, Der Westfälische Provinzaillandtag(1843), Bd. 2., S. 17, 40, 45, 49, 55, 59, 71, 83-85, 89, 94, 98-99, 142-143.*
- 7 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 3., S. 9f.*
- 8 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 3., S. 14.*
- 9 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 3., S. 17.*
- 10 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 3. S. 18.*
- 11 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1843), Bd. 2., S. 61.*
- 12 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 3. S. 19.*
- 13 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1843), Bd. 2., S. 121.*
- 14 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1843), Bd. 2., S. 121f.*
- 15 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1843), Bd. 2., S. 122.*
- 16 *Ebenda*
- 17 *Ebenda*
- 18 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 3. S. 135.*
- 19 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 3. S. 136.*
- 20 *Ebenda*
- 21 *Ebenda*
- 22 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 3. S. 136, 137.*
- 23 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 3. S. 137.*
- 24 *Ebenda*
- 25 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 635.*
- 26 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 633.*
- 27 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 634.*
- 28 *Der Westfälische Provinzaillandtag, Bd. 1., S. 128.*
- 29 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1845), Bd. 2., S. 266f.*
- 30 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1845), Bd. 2., S. 266.*
- 31 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1845), Bd. 2., S. 267.*
- 32 *Ebenda*
- 33 *Ebenda*
- 34 *Ebenda*
- 35 *Ebenda*
- 36 *Der Westfälische Provinzaillandtag(1845), Bd. 2., S. 268.*

第4章 中間的まとめ

〔1〕ここで第II部と第III部について比較しながらまとめをおこなっておきたい。まず両者の異同を表に整理しておこう。

	プロイセン州ラント議会	ヴェストファーレン州ラント議会
ラント議会の特徴	・行政のコントロール機関 ・論議する場	・地方共同体と交渉し公益性を促進 ・地方共同体が交渉する場
教区・学区の形態	・貴族領の一部・共同体を統合した通学区域 ・財政的自立団体	・貴族領の一部・共同体を統合した通学区域 ・財政的自立団体 ・議会は財政助成
教区・学区と行政	ゲマインド主義	国家の宗務・学務行政に位置づける
教区・学区と住民	自律的に規律化を促進	公私の区別を行政で規制

まずラント議会の特徴である。プロイセン州ラント議会についてはノイグバウアーが要を得た評価を下している。第1に、未だ不十分ではあるが、立法機関へ転換し、権力分立という政治システムの方向を推進し、第2に、行政のパートナーとしてでなく、ローカルな世界における、行政による法規範の侵入に抵抗する機関であった。特に議会審議の公開実現について目を瞞る論議を展開していた。ノイグバウアーは、さらに、西部ライン・ヴェストファーレン州と比較し、従来この両州がドイツ立憲主義のモデルとされてきた通説に対して、プロイセン州ラント議会に「独自の」展開を読み取っている。

そのモデルの一角を占めてきたヴェストファーレン州ラント議会についてであるが、その議会審議録を繙くに当たり、議会審議の公開についてプロイセン州ラント議会に比べさぞかし徹底した実現にむけた議論をみることが出来るであろうとの期待を抱いていた。ところが意外であった。審議録を読み進めていっても、制限的な公開が主流を占めていたのである。その理由についてシューベルトは、両州ラント議会審議のテーマに注目している。プロイセン州ではその2/3が全プロイセン的テーマに係わっており、ヴェストファーレン州では圧倒的数が州下のローカルな公益的事項に集中していた。この差

異が公開度の差を反映しているとされた。しかし十分に納得して肯ける説明になっているであろうか。とくに公開にさいしてジャーナリズムに対する不振感が支配していた。このことは何を意味するのだろうか。ヴェストファーレン州ラント議会を特徴づけるものは、その審議テーマ数の反映として、議員を介した共同体（教区・学区を含む）からの請願が圧倒的多数を占めていたことであろう。共同体はラント議会を交渉によってその公益性を推進しようとしたとみたほうがよい。共同体は、ヴェストファーレン州ラント議会においては交渉する存在であり、プロイセン州ラント議会にあっては論議する存在であった、といえよう。

第2に教区・学区の形態である。形態に限定すると、両州とも相違はない。第II第4章第2節の図1はヴェストファーレン州においても基本的な形態モデルである。しかし教区・学区の財政的自立性を授業料から学校税へ如何にして移行させたか、その方向性に差異が現れる。プロイセン州では学区住民の協議によるべき協議費の導入を図った。一方ヴェストファーレン州では、ミュンスター県の Lüdinghauseng 郡及び Recklinghausen 郡の事例でいえば、教区・学区の公課を国家の税制システムを導入するというコンセプトのもとで実施する立場をとっている。そして新規事業に対して議会裁量経費に助成を申請する。議会は教区理事会または学区理事会に共同体理事会と同等の請願資格を付与していた。

第3に国家行政との関係である。プロイセン州では、ラント議会が国家主導の学制改革と一線を画していたことである。その思想を端的に表明した一文を再度上げておきたい。「初等教授の目的は、学校教授がもはや単なる国家制度としてみなされるのではなく、むしろゲマインデ事項としてみなされる時にのみ、達成される」、「このことはさらに、ゲマインデ理事から構成される学校理事会が教授の本来の在り方に関心を持つ場合が可能となる。」私は斯かる思想に、国家監督主義と対置される、ゲマインデ主義の用語を当てた。一方ヴェストファーレン州ラント議会でも、確かに、国家監督宗務行政体制化に対して教区・学区理事会の自律性を強く主張している。だが、その一方で、ミュンスター県の Lüdinghauseng 郡及び Recklinghausen 郡における公課実施論議にみられるように、教区＝学区に国家の税制システムを導入することに躊躇いは認められなかった。

第4に住民との関係である。プロイセン州ラント議会では、学区の社会的な価値規範の形成について、12歳までは、学校教授から教会＝聖職者を「完全に排除」し、「主として、思考力（Denkkraft）の強化と道徳的感情の向上に向けられるべき」である、その

後 14 歳までは宗教教授のみ牧師に委ねられるという主張と、一貫して教会宗教教授に委ねるべきとする主張で 2 分された。これに比して、ヴェストファーレン州ラント議会では、öffentlich と privatlich の用語検索から示したように、行政による規制によって、住民一人一人の日常性における公的領域＝意識と私的領域＝意識を峻別する — 住民がその生活を頻繁に不愉快にしかつ迷惑をかける行為に対して法による規制を求めることは正当とする — 論議が主流を占めた。

〔2〕プロイセン州ラント議会とヴェストファーレン州ラント議会では、とくに学区・学区と住民及び行政との関係において顕著な差異がみられる。前者はゲマインド主義に立脚して教区・学区住民の生活に対する、学校・教会による道德規範の社会化を目指した。これに比して後者は、法規範によって学区・教区住民の生活に公私の規律化を図ることに議論を集中した。

この両者の差異は、学区・教区住民の文化変容に如何なる結果をもたらすのか。第 IV 部はこのテーマを扱う。